

經濟産業省

番号	制度名
経済産業省	
経産01	地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（地域未来投資促進税制）の拡充及び延長
経産02	エコカー減税の見直し及び延長
経産03	バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例の延長
経産04	特定原子力施設炉心等除去準備金の延長
経産05	電気事業法の改正に伴う所要の税制措置
経産06	中小企業者等の法人税率の特例の延長
経産07	特定事業継続力強化設備等の特別償却（中小企業防災・減災投資促進税制）の拡充及び延長
経産08	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長
経産09	DX（デジタルトランスフォーメーション）投資促進税制の拡充及び延長
経産10	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の見直し及び延長
経産11	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長
経産12	電気供給業における託送料金を控除する収入割の特例措置の拡充及び延長

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（地域未来投資促進税制）の拡充及び延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【経済産業省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の適用数について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに適用数及び算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 ② 過去の適用数（平成29年度から令和2年度まで）について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】	① 御指摘の点を別紙に記載し提出する。 ② 御指摘を踏まえ、適用実態調査の適用件数の数値に修正した。出典については別紙に記載した。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、別紙における「実績の判明している最新年度である令和2年度において、「適用実態調査において実際に本税制措置の適用を受けた額（件数）÷アンケートにおいて本税制措置の適用を受けると回答した額（件数）」の比率を求めた上で、アンケートの集計結果にこの比率を乗じることで拡大推計を行っている」との説明では、令和3年度の適用数の算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。 ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数（令和5年度及び6年度）が予測されていない。 ② 将来の適用数について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに適用数及び算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【経済産業省の補足説明】	①・② 御指摘の点については財務省主税局と調整中のため精査中であるが、調整が整い次第お示ししたい。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課

題とする。 ② 別紙により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、別紙における「実績の判明している最新年度である令和2年度において、「適用実態調査において実際に本税制措置の適用を受けた額（件数）÷アンケートにおいて本税制措置の適用を受けると回答した額（件数）」の比率を求めた上で、アンケートの集計結果にこの比率を乗じることで拡大推計を行っている」との説明では、令和4年度の適用数の算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。
--

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに減収額及び算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。 ② 過去の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額及び影響額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】	① 御指摘の点を別紙に記載し提出する。 ② 御指摘を踏まえ、適用実態調査の適用件数の数値に修正した。出典については別紙に記載した。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「実績の判明している最新年度である令和2年度において、「適用実態調査において実際に本税制措置の適用を受けた額（件数）÷アンケートにおいて本税制措置の適用を受けると回答した額（件数）」の比率を求めた上で、アンケートの集計結果にこの比率を乗じることで拡大推計を行っている」との説明では、過去の適用額（令和3年度の法人税）の算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。 また、過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）について、別紙の記載では特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに減収額及び算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、平成29年度から令和2年度までの法人事業税の減収額について、特別法人事業税及び地方人特別税を含む数値が記載されており、法人事業税の減収額が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額（令和5年度及び6年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）が予測されていない。 ② 将来の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに減収額及び算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【経済産業省の補足説明】	①・② 御指摘の点については財務省主税局と調整中のため精査中であるが、調整が整い次第お示ししたい。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ② 別紙により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、法人住民税及び法人事業税の減収額について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに明らかにされていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 所期の達成目標（企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業員一人当たり付加価値額変化率：年2%以上（2020～2024年度幾何平均）。以下同じ。）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

- ① 御指摘を踏まえ、令和2年度実績の数値を追記した。なお、令和3年度の数値については現時点では統計が得られておらず、推計は困難である。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、所期の達成目標に対する過去の効果（地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業員一人当たり付加価値額変化率）について、平成29年度、30年度、令和元年度及び3年度の数値が把握されていないため、この点を課題とする。
- なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
- また、所期の達成目標に対する過去の効果（令和2年度）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。
- また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果について、「傾向スコアマッチングによる対照群の特定」及び「差の差」の手法による政策効果の特定により把握された政策効果（平成29年から令和元年までの売上高・従業員数・付加価値額・域内取引額の各指標の伸び率）と、所期の達成目標に対する過去の効果（常時従業員一人当たり付加価値額変化率）との関係が明らかにされていないため、この点を課題とする。
- なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
- また、所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業員一人当たり付加価値額変化率：年2%以上（令和2年度～令和6年度幾何平均））に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。
- なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

【経済産業省の補足説明】

- ① 御指摘を踏まえ、評価書中の「達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」の欄について、傾向スコアマッチング及び「差の差」の手法による効果検証の結果を踏まえ、達成目標に対する将来の効果を説明する形に修正した。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「引き続き、本税制措置を講じることにより、将来についても、地域企業の成長・生産性向上を通じた政策目

標の達成に寄与すると認められる」との説明では、達成目標に対する将来の効果について、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。

【経済産業省の補足説明】

- ① 御指摘を踏まえ、評価書中の「政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与」の欄に、補助金等の他の政策手段ではなく、要件・効果等を法令等により規定する税制措置という手法を用いることで、政策支援に対する事業者の予見可能性が確保される旨を追記した。

【点検結果】

- ① 「地域の成長発展の基盤強化に特に資する本税制措置の対象事業者は、設備投資額の一定割合について、特別償却又は法人税額等の税額控除を受けることにより、事業者の予見可能性を確保しつつ、設備投資初年度の資金負担が軽減される。このことにより、地域企業の積極的な設備投資が促進され、地域企業の成長・生産性向上に資するものとなっている」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)及び(8)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(地域未来投資促進税制)の拡充及び延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(以下「地域未来投資促進法」という。)の規定に基づき都道府県知事が承認した地域経済牽引事業計画に従って行われる承認地域経済牽引事業(地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。)の用に供する施設・設備を新增設した場合に、当該新增設に伴い新たに取得等した資産について、下記の割合により、特別償却又は法人税額等の税額控除を受けられる。ただし、対象資産の取得価額の合計額のうち支援対象となる金額は80億円とし、税額控除額の上限は法人税額の20%とする。</p> <p><特別償却></p> <p>機械装置・器具備品 40% (地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業については50%)</p> <p>建物・附属設備・構築物 20%</p> <p><法人税額等の税額控除></p> <p>機械装置・器具備品 4% (地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業については5%)</p> <p>建物・附属設備・構築物 2%</p> <p>《要望の内容》</p> <p>○適用期限を2年間延長する。</p> <p>○措置の対象となる資産にソフトウェア等を追加する。</p> <p>○戦略的な産業群の維持・強化等に資する事業に対する重点的な支援を行う。</p> <p>《関係条項》</p> <p>・租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条の4、第42条の11の2</p> <p>・租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第5条の5の2、第27条の11の2</p> <p>・地方税法(昭和25年法律第226号)第23条第1項第4号、第292条第1項第4号、附則第8条第5項</p>

5	担当部局	経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ地域企業高度化推進課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和4年8月 分析対象期間:平成29年度～令和6年度
7	創設年度及び改正経緯	平成29年度:創設 平成31年度:延長・拡充(※1) 令和3年度:延長・拡充(※2) (※1)直近事業年度の付加価値額増加率が一定以上の事業について、地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業として、機械等に係る特別償却率・税額控除率の上乗せ措置を新設等した。 (※2)課税特例の要件の客観化・明確化を図るとともに、地域経済のサプライチェーン強靱化に資する事業を新たに支援することなどとした。
8	適用又は延長期間	2年間(令和5年4月1日～令和7年3月31日)
9	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>地域未来投資促進法に基づき、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業を支援することにより、地域の成長発展の基盤強化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○地域未来投資促進法</p> <p>第1条 地域における産業の集積、観光資源、特産物、技術、人材、情報その他の自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域内の取引の拡大、受注の機会の増大その他の地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすものである地域経済牽引事業の促進のために地方公共団体がその地域の経済社会情勢を踏まえつつ行う主体的かつ計画的な取組を効果的に支援するための措置を講ずることにより、地域の成長発展の基盤強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>○新しい資本主義フォローアップ[令和4年6月7日閣議決定]</p> <p>Ⅲ. 経済社会の多極集中心化</p> <p>1. デジタル田園都市国家構想の推進</p> <p>(2)デジタル田園都市国家を支える農林水産業、観光産業、教育の推進</p> <p>②インバウンドの復活など地域の実情に応じた産業支援(地域中小企業の支援強化)</p> <p>地域未来投資促進法の施行状況等について、地域企業のDX実現や戦略的な人材活用等の観点から検討し、2022年度中に結論を得る。</p> <p>○デジタル田園都市国家構想基本方針[令和4年6月7日閣議決定]</p> <p>第2章 デジタル田園都市国家構想の実現に向けた方向性</p> <p>1. 取組方針</p> <p>(1)デジタルのちからを活用した地方の社会課題解決</p> <p>①地方に仕事を作る(中長期的な取組の方向性)</p>

	<p>【中小・中堅企業 DX】</p> <p>地方の経済を支える中小・中堅企業の生産性を、デジタルを活用して向上させることも重要である。人材・資金に乏しい中小企業においてはデジタル投資を十分行えず、都市部の大企業と比べると海外への展開や業務効率化による生産性向上の実現が難しい。こうした状況を踏まえ、地域の産学官金が参画して地域ぐるみで中小企業等をサポートする支援コミュニティの立ち上げを促し、中小企業等のDXを伴走型で支援する取組等を進めるとともに、地域発のデジタルイノベーション創出に取り組む中小企業等を支援すること等を通じて、地方の中小企業の輸出力の強化など新たな市場の開拓に結びつくデジタル化や、デジタルを活用した地域産業の生産性向上を、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「地域未来投資促進法」という。)の更なる活用等も促進しながら、積極的に進める。(略)</p> <p>第3章 各分野の政策の推進</p> <p>1. デジタル実装による地方の課題解決</p> <p>(2) 仕事づくりと稼ぐ地域の実現</p> <p>① 地域資源・産業を活かした地域の競争力強化</p> <p>ii 地域企業の生産性革命の実現に向けた重点支援</p> <p>【具体的取組】</p> <p>(b) 地域企業のDX推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) 地域未来投資促進法等の活用を通じて、地域の主体的な取組としての定着を図る。 (h) 潜在成長力のある地域企業の革新 ・地域企業のDX実現や戦略的な人材活用等の観点を踏まえつつ、地域未来投資促進法の更なる活用を促進することで、地域の特性を活かして地域経済を牽引する事業の一層の振興を図り、地域の成長発展の基盤を強化する。 <p>○経済財政運営と改革の基本方針2022[令和4年6月7日閣議決定]</p> <p>第2章 新しい資本主義に向けた改革</p> <p>2. 社会課題の解決に向けた取組</p> <p>(3) 多極化・地域活性化の推進</p> <p>(中堅・中小企業の活力向上)</p> <p>(略) 地域経済を牽引する事業の発展を推進するため、内外の価格動向など事業環境の変化も踏まえ、EC活用等を通じた中堅・中小企業の輸出力の強化や製品の試作・開発の支援体制強化を図るとともに、地域企業におけるDX実現や人材育成等の地域の主体的な取組を促進する。</p>
②: 政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展

	<p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業員一人当たり付加価値額変化率: 年2%以上(令和2年度～令和6年度幾何平均)[第2期「まち・ひち・しごと創生総合戦略(2020改訂版)】</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>地域の成長発展の基盤強化に特に資する本税制措置の対象事業者は、設備投資額の一定割合について、特別償却又は法人税額等の税額控除を受けることにより、事業者の予見可能性を確保しつつ、設備投資初年度の資金負担が軽減される。このことにより、地域企業の積極的な設備投資が促進され、地域企業の成長・生産性向上に資するものとなっている。</p>																																																																								
10 有効性等	<p>①: 適用数</p> <p>○適用件数 (単位: 件)</p> <table border="1" data-bbox="1518 542 2049 678"> <thead> <tr> <th>年度区分</th> <th>平成29</th> <th>30</th> <th>令和元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>7</td> <td>185</td> <td>298</td> <td>336</td> <td>309</td> <td>197</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 算定根拠については、別紙参照</p> <p>②: 適用額</p> <p>○適用額 (単位: 億円)</p> <table border="1" data-bbox="1518 750 2049 885"> <thead> <tr> <th>年度区分</th> <th>平成29</th> <th>30</th> <th>令和元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>1.0</td> <td>120</td> <td>229</td> <td>324</td> <td>426</td> <td>311</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 算定根拠については、別紙参照</p> <p>③: 減収額</p> <p>○減収額 (単位: 億円)</p> <table border="1" data-bbox="1518 957 2049 1252"> <thead> <tr> <th>年度区分</th> <th>平成29</th> <th>30</th> <th>令和元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>0.59</td> <td>50</td> <td>82</td> <td>105</td> <td>146</td> <td>107</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0.04</td> <td>2.9</td> <td>5.7</td> <td>5.5</td> <td>10</td> <td>7.5</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>0.03</td> <td>6.6</td> <td>12</td> <td>19</td> <td>24</td> <td>17</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 算定根拠については、別紙参照</p> <p>④: 効果</p> <p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>企業活動基本調査により得られる最新のデータが令和2年度実績であり、政策目標の測定期間のデータが得られていないため、現時点において、政策目標の達成状況を評価することはできない。今後、データが得られた段階で、政策目標の達成状況の評価を行う。</p> <p>なお、政策目標の測定期間外の参考値であるが、令和2年度実績</p>	年度区分	平成29	30	令和元	2	3	4	5	6	適用件数	7	185	298	336	309	197	精査中	精査中	年度区分	平成29	30	令和元	2	3	4	5	6	適用額	1.0	120	229	324	426	311	精査中	精査中	年度区分	平成29	30	令和元	2	3	4	5	6	法人税	0.59	50	82	105	146	107	精査中	精査中	法人住民税	0.04	2.9	5.7	5.5	10	7.5	精査中	精査中	法人事業税	0.03	6.6	12	19	24	17	精査中	精査中
年度区分	平成29	30	令和元	2	3	4	5	6																																																																	
適用件数	7	185	298	336	309	197	精査中	精査中																																																																	
年度区分	平成29	30	令和元	2	3	4	5	6																																																																	
適用額	1.0	120	229	324	426	311	精査中	精査中																																																																	
年度区分	平成29	30	令和元	2	3	4	5	6																																																																	
法人税	0.59	50	82	105	146	107	精査中	精査中																																																																	
法人住民税	0.04	2.9	5.7	5.5	10	7.5	精査中	精査中																																																																	
法人事業税	0.03	6.6	12	19	24	17	精査中	精査中																																																																	

		<p>に基づき算出した令和元年度から令和2年度の測定対象群の常時従業者一人当たり付加価値額変化率は▲1.2%である。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本税制措置の政策効果を検証するため、平成30年に地域経済牽引事業計画の承認を受け、本税制措置に係る課税特例の確認を受けた企業群(以下「処置群」という。)について、平成29年から令和元年末までの売上高・従業員数・付加価値額・域内取引額の各指標の伸び率を下記の手法により確認した。</p> <p>①傾向スコアマッチングによる対照群の特定 処置群の各企業について、売上高・従業員数等の企業規模等が類似しており、政策措置を受ける確率(傾向スコア)が最も近い企業をマッチングさせる。この手法によりマッチングされた比較対象の企業群を対照群とする。</p> <p>②「差の差」の手法による政策効果の特定 各指標について、(a)処置群における平成29年と令和元年の差分と、(b)対照群における平成29年と令和元年の差分を計算した上で、(a)と(b)の差分を政策効果とする。</p> <p>この結果、いずれの指標においても+10～30%pt程度の差分が政策効果として生じており、本税制措置による政策効果が確認できる。したがって、引き続き、本税制措置を講じることにより、将来についても、地域企業の成長・生産性向上を通じた政策目標の達成に寄与すると認められる。</p>
⑤: 税収減を是認する理由等		<p>我が国の地域経済は、人口減少・高齢化といった構造的課題に加えて、長引く新型コロナウイルス感染症の影響や、原材料費・エネルギー価格の高騰の影響等により、厳しい状況が継続している。このような状況の下、地域経済を牽引する企業の設備投資を後押しし、地域全体の成長・生産性向上を図っていくことは、重要な課題となっている。</p> <p>地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業は、その承認の要件として、高い付加価値額の創出や、地域への相当の経済的効果を求めており、地域経済を牽引する効果が大きいものと認められる。この点に着目し、平成29年度以降、地域経済牽引事業に対して本税制措置等を講じ、地域経済を牽引する事業の創出を促進してきたところである。本税制措置については、地域企業の設備投資の促進や付加価値の創出に寄与しており、引き続き措置を講じることが重要である。</p> <p>また、世界的にデジタル技術の活用が進展している中で、地域企業のデジタル化には遅れが見られる。地域の成長・生産性向上の実現に当たって、デジタル化の促進は重要であり、特に地域経済を牽引する企業におけるデジタル化を促進することで、その地域への波及を狙うことが有効である。このため、本税制措置の対象資産にソフトウェア等を追加する。</p> <p>さらに、地域の成長発展の基盤をより一層強化していくためには、各地域がより戦略的に産業振興を図ることが重要である。このため、戦略的な産業群の維持・強化等に資する事業については、重点的な支援を行うこととする。</p>

11 相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本税制措置の適用を受けるためには、</p> <p>①地域未来投資促進法に基づき、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域の事業者への相当の経済的効果を及ぼすと認められるものとして、都道府県知事から地域経済牽引事業計画の承認を受けた上で、</p> <p>②地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして、主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けることが必要となる。この確認に当たっては、第三者機関である地域経済牽引事業計画先進性評価委員会が客観的・専門的に事業の先進性を評価するなどしている。</p> <p>すなわち、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業のうち地域の成長発展の基盤強化に特に資するものに更に限定して課税の特例を措置しているものであり、課税の公平原則に照らし、政策目的を達成するために必要最小限の特例措置となっている。</p>
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>地域未来投資促進法に基づく承認地域経済牽引事業者に関する本税制措置以外の主な支援措置として、地方税の課税免除又は不均一課税に対する措置、株式会社日本政策金融公庫等による融資制度等を設けている。</p> <p>地方税の課税免除又は不均一課税に対する措置は、財政力指数が一定未満の地方公共団体が、承認地域経済牽引事業者に対して地方税(固定資産税、不動産取得税)を課税免除等した場合に、その減収額の一部を補填するものである。この措置は、財政基盤が乏しい地方公共団体においても積極的に地域経済牽引事業が促進できるよう、国が地方公共団体に対して支援を行うものであり、本税制措置とは目的及び支援対象が異なっている。</p> <p>また、株式会社日本政策金融公庫等による融資制度は、日本政策金融公庫が承認地域経済牽引事業者に対して長期かつ固定金利での融資を行うものであり、設備投資の前段階の資金調達を支援するものであるから、本税制措置とは目的が異なっている。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本税制措置は、地方公共団体が基本計画を策定し、これに適合するものとして都道府県知事が承認した地域経済牽引事業計画に関して、課税の特例措置を講じるものである。本税制措置により、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業が促進され、地域の成長発展の基盤強化に資するため、地方公共団体が協力する相当性を有する。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和2年8月(R2 経産 03)

地域未来投資促進税制（減収見込額・適用件数実績推計）

1. 国税減収見込額・適用件数見込み

(1) 財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（以下「適用実態調査」という。）に基づき、平成 29 年度から令和 2 年度までの減収額・適用件数（実績）を推計した。また、経済産業省が承認地域経済牽引事業者を実施したアンケート（注 1）に基づき、令和 3 年度及び令和 4 年度の減収見込額・適用件数見込みを計算した。その結果は下記のとおり。

		特別償却		税額控除		合計減収額 (注 2) [億円]
		適用額 [億円]	件数 [件]	適用額 [億円]	件数 [件]	
平成 29 年度	実績	0.41	2	0.54	5	▲0.59
平成 30 年度	実績	78.67	73	41.03	112	▲50.00
令和元年度	実績	162.36	136	67.02	162	▲82.00
令和 2 年度	実績	240.94	151	82.67	185	▲105.00
令和 3 年度	見込み	364.59	160	61.54	149	▲146.12
令和 4 年度	見込み	266.37	99	44.97	98	▲106.77

(注 1) 1,337 件の承認地域経済牽引事業について、承認地域経済牽引事業者から回答を得た（回答率 38.7%）。実績の判明している最新年度である令和 2 年度において、「適用実態調査において実際に本税制措置の適用を受けた額（件数）÷アンケートにおいて本税制措置の適用を受けると回答した額（件数）」の比率を求めた上で、アンケートの集計結果にこの比率を乗じることで拡大推計を行っている。

(注 2) 令和 3 年度、令和 4 年度の合計減収額については、「特別償却欄の適用額×法人税率 23.2%+税額控除欄の適用額」で計算している。

2. 地方税減収見込額

		(1) 法人住民税 [億円]	(2) 法人事業税 [億円]	合計 [億円]
平成 29 年度	実績	0.04	0.03	0.07
平成 30 年度	実績	2.85	6.55	9.40
令和元年度	実績	5.74	12.45	18.19
令和 2 年度	実績	5.48	18.68	24.16
令和 3 年度	見込み	10.23	23.92	34.15
令和 4 年度	見込み	7.47	17.47	24.94

(1) 法人住民税：総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」に基づき、平成 29 年度から令和 2 年度までの減収額（実績）を計算した。また、令和 3 年度以降の減収額については、法人税の減収額に法人住民税率（0.07）を乗じて計算した。その結果は下記のとおり。

平成 29 年度（実績） 0.04 億円
 平成 30 年度（実績） 2.85 億円
 令和元年度（実績） 5.74 億円

令和 2 年度（実績） 5.48 億円
 令和 3 年度 10.23 億円 (146.12 億円×0.07)
 令和 4 年度 7.47 億円 (106.77 億円×0.07)

(2) 法人事業税（特別法人事業税・地方法人特別税を含む。）：総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」に基づき、平成 29 年度から令和 2 年度までの減収額（実績）を計算した。また、令和 3 年度以降の減収額については、次の方法により計算。

- ・ 法人事業税（所得割）は、特別償却適用額に税率（0.033）を乗じて計算。
- ・ 特別法人事業税は、法人事業税（所得割）の減収見込み額に税率（0.776）を乗じて計算。
- ・ 法人事業税（付加価値割）は、特別償却適用額に税率（0.007）を乗じて計算。

その結果は下記のとおり。

平成 29 年度（実績）	0.03 億円		
平成 30 年度（実績）	6.55 億円		
令和元年度（実績）	12.45 億円		
令和 2 年度（実績）	18.68 億円		
令和 3 年度	23.92 億円	法人事業税（所得割）	: 364.59 億円 × 0.033 = 12.03 億円
		特別法人事業税	: 12.03 億円 × 0.776 = 9.34 億円
		法人事業税（付加価値割）	: 364.59 億円 × 0.007 = 2.55 億円
令和 4 年度	17.47 億円	法人事業税（所得割）	: 266.37 億円 × 0.033 = 8.79 億円
		特別法人事業税	: 8.79 億円 × 0.776 = 6.82 億円
		法人事業税（付加価値割）	: 266.37 億円 × 0.007 = 1.86 億円

(以上)

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	エコカー減税の見直し及び延長		
税目	自動車重量税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（自動車市場の拡大を通じて、自動車産業、ひいては日本経済全体の活性化を図る）について、達成すべき水準（目標値及び測定指標）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（環境性能に優れた自動車の普及促進のため、乗用車の新車販売について、2030年までに次世代自動車の割合を5～7割（うち、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車を合わせた割合を2～3割）、2035年までに電動車の割合を100%とすることを旨とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>③ 達成目標（環境性能に優れた自動車の普及促進のため、乗用車の新車販売について、2030年までに次世代自動車の割合を5～7割（うち、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車を合わせた割合を2～3割）、2035年までに電動車の割合を100%とすることを旨とする）について、新たな達成目標（「うち、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車を合わせた割合を2～3割」及び「2035年までに電動車の割合を100%とする」）を追加する合理的な理由が明らかにされていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 2050年カーボンニュートラルに向けては、エネルギー需給構造と産業構造の転換を同時に実現し、脱炭素を経済の成長・発展につなげる産業のグリーントランスフォーメーション（GX）が重要。「クリーンエネルギー戦略 中間整理（令和4年5月）」においては、自動車分野の脱炭素化に向け、2030年において最低限3.6兆円の投資が必要であると整理されており、本特例措置の適用も通じてその実現を目指す。また、当該投資額は「次世代自動車戦略2010（平成22年4月12日策定）」における2030年までの次世代自動車の割合に基づき試算されているため、新車販売に占める次世代自動車の割合が測定指標となる。</p> <p>② 「2030年までに次世代自動車の割合を5～7割（うち、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車を合わせた割合を2～3割）」、「2035年までに電動車の割合を100%とすることを旨とする」という目標の達成時期は、本特例措置の適用期間の最終年度である令和6年度より長期の目標を設定しているものであり、本特例措置の適用期間の最終年度においても、それぞれ「2030年まで」、「2035年まで」を維持することを予定している。</p> <p>なお、これらの目標は、達成時期を長期に設定することで、自動車メーカー各社の脱炭素化に向けたイノベーションを促すものであるが、各社によって技術開発の進展状況や次世代自動車・電動車の販売戦略は異なっており、その道筋は様ではないため、目標達成に向けた途中時点での達成状況は設定していない。</p> <p>③ 「うち、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車を合わせた割合を2～3割」については、所期の目標「2030年までに次世代自動車の割合を5～7割」の根拠である「次世代自動車戦略2010（平成22年4月12日策定）」において、次世代自動車の内訳として示されているものであり、次世代自動車の内訳を例示することでその達成目標を具体化したものであるため、新たな達成目標を追加したものではない。</p> <p>「2035年までに電動車の割合を100%とする」ことについては、前回の事前評価の実施（令和2年9月）以降、令和3年1月18日の施政方針演説において菅総理（当時）がその目標を宣言し、その後、「グリーン成長戦略（令和3年6月18日策定）」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定）」等においても同目標が掲げられているため、これらの政府方針に従い、新たな達成目標として追加したもの。</p>

<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数が把握されていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 本特例措置の適用対象となる自動車の販売台数は以下のとおり。</p> <table border="1"> <tr> <td>平成29年度</td> <td>340万台</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>309万台</td> </tr> <tr> <td>平成元年度</td> <td>282万台</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>225万台</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>222万台</td> </tr> </table> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、過去の適用数の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>	平成29年度	340万台	平成30年度	309万台	平成元年度	282万台	令和2年度	225万台	令和3年度	222万台
平成29年度	340万台									
平成30年度	309万台									
平成元年度	282万台									
令和2年度	225万台									
令和3年度	222万台									

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 仮に御指摘のとおり過去の実績をもとに推計をした場合、過去3年間の平均を取ると243万台/年（令和4年度～令和6年度）となる。ただし、エコカー減税を含む車体課税については、令和3年度与党税制改正大綱において、「次のエコカー減税等の期限到来時に抜本的な見直しを行う」、「今後、エコカー減税等の期限到来にあわせ、見直しを行うに当たっては、政策インセンティブ機能の強化、実質的な税制中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、市場への配慮等の観点を踏まえることとする」とされており、制度そのものが大きく変わる可能性がある点には留意が必要。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p> <p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 仮に御指摘のとおり過去の実績をもとに推計をした場合、過去3年間の平均を取ると577億円/年（令和4年度～令和6年度）となる。ただし、エコカー減税を含む車体課税については、令和3年度与党税制改正大綱において、「次のエコカー減税等の期限到来時に抜本的な見直しを行う」、「今後、エコカー減税等の期限到来にあわせ、見直しを行うに当たっては、政策インセンティブ機能の強化、実質的な税制中立の確保、原因者負担・</p>

受益者負担としての性格、市場への配慮等の観点等を踏まえることとする」とされており、制度そのものが大きく変わる可能性がある点には留意が必要。

【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 所期の達成目標（エコカー減税の更なるグリーン化により、自動車市場の拡大を通じて自動車産業ひいては日本経済全体の活性化を図る）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。

② 所期の達成目標（環境性能に優れた自動車の普及促進のため、2030年までに新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを旨とする）に対する過去の効果について、令和3年度における新車販売に占めるエコカー減税の割合等68.8%等と説明されているが、所期の達成目標の測定指標と過去の効果の測定指標が異なっており、所期の達成目標に対する適切な過去の効果が定量的に把握されていない。

③ 所期の達成目標（環境性能に優れた自動車の普及促進のため、2030年までに新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを旨とする）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、「エコカー減税等により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、税負担の軽減による普及促進効果は大きい」と説明されているが、その根拠となる具体的な達成状況が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

① 一般論として次世代自動車は同車格のガソリン車と比べて価格が高い傾向にある中で、高価格であってもより燃費性能に優れた自動車が消費者に選択されるよう本特例措置を講じてきたところ。国内自動車販売台数は、リーマンショック、東日本大震災、消費税の引上げ、足下では新型コロナウイルス感染症の拡大、世界的な半導体供給不足など、国内外の様々な情勢変化により変動するが、新車販売に占める次世代自動車の割合は着実に上昇してきており、(割合の推移は下記②の説明を参照) また、主要自動車メーカーの1台当たりの売上高も上昇しているところ。このため、経済効果についても、本特例措置の適用によって価格の高い自動車の販売を促すことにより、自動車市場の拡大を通じた自動車産業、ひいては日本経済全体の活性化に寄与していると言える。

<主要自動車メーカーの1台当たりの売上高の推移の平均> ※各社公表値より試算

平成29年度	404万円
平成30年度	410万円
平成元年度	405万円
令和2年度	422万円
令和3年度	490万円

② 新車販売に占める次世代自動車の割合は以下のとおり。

平成29年度	36.7%
平成30年度	38.4%
平成元年度	39.0%
令和2年度	41.2%
令和3年度	45.8%

③ 上記のとおり、本特例措置により環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、新車販売に占める次世代自動車の割合は着実に向上しているものの、目標（2030年までに5～7割とする）の達成に向けては、引き続き、環境性能に優れた自動車の普及促進のための支援が必要。

【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、過去の効果の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

また、全ての所期の達成目標について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。

③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標（「自動車市場の拡大を通じて、自動車産業、ひいては日本経済全体の活性化を図る」及び「環境性能に優れた自動車の普及促進のため、乗用車の新車販売について、2030年までに次世代自動車の割合を5～7割（うち、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車を合わせた割合を2～3割）、2035年までに電動車の割合を100%とすることを旨とする」）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

① これまで、本特例措置によって、我が国の基幹産業である自動車産業、ひいては日本経済全体の活性化や、環境性能に優れた自動車の普及、新車販売に占める次世代自動車の割合の向上など、着実に効果を上げてきた。本特例措置を通じて、測定指標でもある「2030年までに次世代自動車の割合：5～7割（うち、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車を合わせた割合：2～3割）」の達成を目指すことで、「2030年における自動車分野の脱炭素化に向けた投資：最低限3.6兆円」を実現するとともに、その後の「2035年までに電動車の割合：100%」という将来の効果の実現にも着実につながることが見込まれる。

ただし、エコカー減税を含む車体課税については、令和3年度与党税制改正大綱において、「次のエコカー減税等の期限到来時に抜本的な見直しを行う」、「今後、エコカー減税等の期限到来にあわせ、見直しを行うに当たっては、政策インセンティブ機能の強化、実質的な税制中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、市場への配慮等の観点を踏まえることとする」とされており、制度そのものが大きく変わる可能性がある点には留意が必要。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標（「自動車市場の拡大を通じて、自動車産業、ひいては日本経済全体の活性化を図る」及び「環境性能に優れた自動車の普及促進のため、乗用車の新車販売について、2030年までに次世代自動車の割合を5～7割（うち、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車を合わせた割合を2～3割）、2035年までに電動車の割合を100%とすることを旨とする」）に対する将来の効果について、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。

【経済産業省の補足説明】

① エコカー減税は、これまでも適用対象の重点化等の見直しを行ってきており、自動車産業及び日本経済全体の活性化や環境性能に優れた自動車の普及促進等の政策目的に照らして、適切かつ必要最小限の措置となっている。また、予算の範囲で対象が限定され、申請や審査等に多大な事務コストがかかる補助金等と異なり、比較的簡素な手続により、要件を満たす自動車を購入等する消費者が等しく適用を受けることができることから、租税特別措置としての妥当性が認められる。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

点検項目(1)、(2)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	エコカー減税の見直し及び延長
2	対象税目	(自動車重量税:外)(国税17)
	①: 政策評価の対象税目	
	②: 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・ 拡充 ・ 延長 】 【 単独 ・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》 環境性能に優れた自動車に対して、自動車重量税を減免する。</p> <p>《要望の内容》 自動車重量税のエコカー減税について、見直し及び適用期限の延長を行う。 見直しに当たっては、半導体等の供給制約の影響で生産・販売が挽回できず、物価高の影響でサプライヤーや販売店も含め自動車産業が厳しい事業環境に置かれ、国内市場においても新車価格への転嫁の動きが顕在化し始めていること、カーボンニュートラル実現に向け自動車分野のGX(グリーン・トランスフォーメーション)を加速させる必要があることを踏まえ、当分の間税率の廃止も視野に入れつつ、ユーザー負担の軽減等を通じた環境性能に優れた自動車の更なる普及拡大を図る。</p> <p>《関係条項》 自動車重量税(自動車重量税法全文、自動車重量税法施行令全文、自動車重量税法施行規則全文、租税特別措置法第90条の10～15、自動車重量譲与税法全文、自動車重量譲与税法施行規則全文)</p>
5	担当部局	経済産業省製造産業局自動車課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和4年8月 分析対象期間:平成29年5月1日～令和7年4月30日
7	創設年度及び改正経緯	<p><エコカー減税(自動車重量税)の経緯></p> <p>○平成21年度創設</p> <p>○平成24年度 ・平成27年度燃費基準値に見直し ・軽減措置拡充(燃費基準+20%達成車を免税対象に追加、免税対象車は2回目車検時の重量税▲50%軽減を追加)</p> <p>○平成26年度 ・軽減措置拡充(2回目車検時の▲50%→免税)</p>

		<p>○平成27年度 ・令和2年度燃費基準への単純な置き換えを行うとともに、現行の平成27年度燃費基準によるエコカー減税対象車の一部を、引き続き減税対象とする等を措置</p> <p>○平成29年度 ・対象を重点化した上で適用期間を2年間延長</p> <p>○令和元年度 ・軽減割合等の見直しを行うとともに、2回目車検時の免税対象について電気自動車等や極めて燃費水準が高いハイブリッド車等に重点化を図り、適用期間を2年間延長</p> <p>○令和3年度 ・目標年度が到来した令和2年度燃費基準を達成していることを条件に、令和12年度燃費基準の達成度に応じて減免する仕組みに切り替えるとともに、2回目車検時の免税対象について電気自動車等やこれらと同等の燃費性能を有するハイブリッド車等に重点化を図り、適用期間を2年間延長 ・クリーンディーゼル車については、燃費基準の達成状況や普及の状況等を総合的に勘案し、令和3年度、令和4年度は激変緩和措置を講じ、令和5年度以降はガソリン車と同等に取り扱う</p>
8	適用又は延長期間	2年間(令和5年5月1日～令和7年4月30日)
9	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ○令和3年度与党税制改正大綱において、「自動車業界はCASEに代表される100年に一度ともいわれる大変革に直面している。世界的な脱炭素の動きを受けた電気自動車の急速な普及、内燃機関自動車に対する規制の強化、ネットワークに接続した自動車を中心とする自動運転技術の飛躍的向上などの動きに代表されるこの大変革に対応できるか否かは単に一産業の問題ではなく、日本の経済・雇用を大きく左右しかねない極めて重要な課題であり、官民が総力を結集し危機感をもって対応していく必要がある」、「税制についても、こうした変革に向けた自動車業界の対応や環境整備に貢献するものでなくてはならない。本来は車体課税についても変革に対応した見直しを早急に行うべきである」、「次のエコカー減税等の期限到来時に抜本的な見直しを行う」、「今後、エコカー減税等の期限到来にあわせ、見直しを行うに当たっては、政策インセンティブ機能の強化、実質的な税制中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、市場への配慮等の観点を踏まえることとする」とされている。 ○これを踏まえ、自動車市場の拡大を通じて、自動車産業、ひいては日本経済全体の活性化を図るため、半導体等の供給制約の影響で生産・販売が挽回できず、物価高の影響でサプライヤーや販売店も含め自動車産業が厳しい事業環境に置かれ、国内市場においても新車価格への転嫁の動きが顕在化し始めていることを踏まえ、ユー</p>

		<p>ザー負担の軽減等を図る形で、エコカー減税の延長及び見直しを行う。</p> <p>○自動車産業として、2050 年カーボンニュートラルの実現に積極的に貢献し、GX に向けた取組を加速化させることが求められる中で、2030 年までに乗用車の新車販売台数に占める次世代自動車の割合を 5～7 割(うち、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車を合わせた割合を 2～3 割)とすることを目指す、2035 年までに乗用車新車販売で電動車 100%を実現するという政府目標の達成に向け、環境性能に優れた自動車の普及促進を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○令和 3 年度与党税制改正大綱(令和 2 年 12 月 10 日)</p> <p>第一 令和 3 年度税制改正の基本的考え方</p> <p>3. グリーン化社会の実現</p> <p>(2)車体課税</p> <p>自動車業界は CASE に代表される 100 年に一度ともいわれる大変革に直面している。世界的な脱炭素の動きを受けた電気自動車の急速な普及、内燃機関自動車に対する規制の強化、ネットワークに接続した自動車を中心とする自動運転技術の飛躍的向上などの動きに代表されるこの大変革に対応できるか否かは単に一産業の問題ではなく、日本の経済・雇用を大きく左右しかねない極めて重要な課題であり、官民が総力を結集し危機感をもって対応していく必要がある。</p> <p>税制についても、こうした変革に向けた自動車業界の対応や環境整備に貢献するものでなくてはならない。本来は車体課税についても変革に対応した見直しを早急に行うべきであるが、他方で我が国経済がコロナ禍にあることを踏まえれば、急激な変化は望ましくない。今回の見直しにおいては、次のエコカー減税等の期限到来時に抜本的な見直しを行うことを前提に、一定の猶予期間を設けることとする。関係省庁及び自動車業界には、この期間内に上記の大変革に対応する準備を早急に整えていくことを望みたい。</p> <p>今後、エコカー減税等の期限到来にあわせ、見直しを行うに当たっては、政策インセンティブ機能の強化、実質的な税制中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、市場への配慮等の観点を踏まえることとする。</p> <p>○未来投資戦略 2018(平成 30 年 6 月 15 日)</p> <p>第2 具体的な施策</p> <p>I [2]1. エネルギー・環境</p> <p>(1)KPI の主な進捗状況</p> <p>《KPI》2030 年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を 5～7 割とすることを旨とする。</p>
--	--	---

		<p>(参考)次世代自動車戦略 2010(平成 22 年 4 月 12 日)</p> <p>2030 年の乗用車車種別普及目標(政府目標)</p> <table border="1" data-bbox="1556 252 1960 432"> <tr> <td>次世代自動車</td> <td>50～70%</td> </tr> <tr> <td>ハイブリッド自動車</td> <td>30～40%</td> </tr> <tr> <td>電気自動車</td> <td rowspan="2">20～30%</td> </tr> <tr> <td>プラグイン・ハイブリッド自動車</td> </tr> <tr> <td>燃料電池自動車</td> <td>～3%</td> </tr> <tr> <td>クリーンディーゼル自動車</td> <td>5～10%</td> </tr> </table> <p>○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和 4 年 6 月 7 日)</p> <p>Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資</p> <p>4. GX(グリーン・トランスフォーメーション)及び DX(デジタル・トランスフォーメーション)への投資</p> <p>(1)GX への投資</p> <p>②具体的な取組例 (自動車)</p> <p>将来の合成燃料の内燃機関への利用も見据え、2035 年までに乗用車の新車販売をいわゆる電動車(電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車)100%とする等の目標に向け、購入・インフラ整備、蓄電池の国内製造立地推進、中小サプライヤーの前向きな業態転換等に対する支援を行う。2050 年に生産・利用・廃棄を通じたカーボンニュートラルの実現に向けて、技術開発等を通じて多様な選択肢を追求し、我が国の基幹産業である自動車産業が、引き続き国際競争力を維持・強化し世界をリードしていけるよう、あらゆる施策を講じていく。</p> <p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>1. 経済構造改革の推進</p> <p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>① 自動車市場の拡大を通じて、自動車産業、ひいては日本経済全体の活性化を図る。</p> <p>② 環境性能に優れた自動車の普及促進のため、乗用車の新車販売について、2030 年までに次世代自動車の割合を 5～7 割(うち、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車を合わせた割合を 2～3 割)、2035 年までに電動車の割合を 100%とすることを旨とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>○エコカー減税等により、環境性能に優れた自動車の普及は進みつつあるものの、2030 年までに乗用車の新車販売台数に占める次世代自動車の割合を 5～7 割(うち、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車を合わせた割合を 2～3 割)とすることを旨とする、2035 年まで</p>	次世代自動車	50～70%	ハイブリッド自動車	30～40%	電気自動車	20～30%	プラグイン・ハイブリッド自動車	燃料電池自動車	～3%	クリーンディーゼル自動車	5～10%
次世代自動車	50～70%												
ハイブリッド自動車	30～40%												
電気自動車	20～30%												
プラグイン・ハイブリッド自動車													
燃料電池自動車	～3%												
クリーンディーゼル自動車	5～10%												

		<p>に乗用車新車販売で電動車 100%を実現するという政府目標の達成に向け、更なる普及促進を図る必要がある。</p> <p><新車販売台数に占める電動車の割合> 平成 29 年度 33.1% 平成 30 年度 34.3% 令和元年度 35.0% 令和 2 年度 37.2% 令和 3 年度 41.7%</p>
10 有効性等	①: 適用数	<p>○国内の自動車販売台数は 400~500 万台前後で推移しており、これら自動車ユーザーの負担軽減となる。</p> <p>○本措置の適用数量は想定以上に僅少ではなく、また適用要件を満たす全ての自動車が対象であるため、特定の者に偏ってはいない。</p> <p><国内自動車販売台数の推移> 平成 29 年度 520 万台 平成 30 年度 526 万台 令和元年度 504 万台 令和 2 年度 466 万台 令和 3 年度 422 万台</p>
	②: 適用額	—
	③: 減収額	<p><エコカー減税(自動車重量税(財務省試算))> 平成 29 年度 ▲720 億円 平成 30 年度 ▲660 億円 令和元年度 ▲620 億円 令和 2 年度 ▲600 億円 令和 3 年度 ▲510 億円</p>
	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況、達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>○エコカー減税等により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、税負担の軽減による普及促進効果は大きい。</p> <p><新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合> 平成 29 年度 83.3% 平成 30 年度 74.7% 令和元年度 72.6% 令和 2 年度 62.7% 令和 3 年度 68.8%</p>

		<p>⑤: 租税減税を是認する理由等</p> <p>○エコカー減税等により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、税負担の軽減による普及促進効果は大きい。</p> <p><新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合> 平成 29 年度 83.3% 平成 30 年度 74.7% 令和元年度 72.6% 令和 2 年度 62.7% 令和 3 年度 68.8%</p>
11 相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>○令和 3 年度与党税制改正大綱において、「自動車業界は CASE に代表される 100 年に一度ともいわれる大変革に直面している。世界的な脱炭素の動きを受けた電気自動車の急速な普及、内燃機関自動車に対する規制の強化、ネットワークに接続した自動車を中心とする自動運転技術の飛躍的向上などの動きに代表されるこの大変革に対応できるか否かは単に一産業の問題ではなく、日本の経済・雇用を大きく左右しかねない極めて重要な課題であり、官民が総力を結集し危機感をもって対応していく必要がある」、「税制についても、こうした変革に向けた自動車業界の対応や環境整備に貢献するものでなくてはならない。本来は車体課税についても変革に対応した見直しを早急に行うべきである」、「次のエコカー減税等の期限到来時に抜本的な見直しを行う」、「今後、エコカー減税等の期限到来にあわせ、見直しを行うに当たっては、政策インセンティブ機能の強化、実質的な税制中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、市場への配慮等の観点を踏まえることとする」とされている。</p> <p>○エコカー減税等により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、税負担の軽減による効果は大きい。そのため、税制上の優遇措置を講じることが妥当。</p> <p><新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合> 平成 29 年度 83.3% 平成 30 年度 74.7% 令和元年度 72.6% 令和 2 年度 62.7% 令和 3 年度 68.8%</p>
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>○クリーンエネルギー自動車導入促進補助金 ー令和 4 年度予算額: 140 億円 ー電気自動車等の購入者に対し、車両価格の一部を補助 環境・エネルギー制約への対応の観点から、優れた環境性能を有する電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車等の普及促進を図る。</p> <p>○税制改正要望の目的は、自動車市場の拡大を通じて、自動車産</p>

		<p>業、ひいては日本経済全体の活性化を図ることに加え、自動車分野のカーボンニュートラルの実現に向けた取組の加速化を図るため、車体課税についてグリーン化を強化するとともに、ユーザー負担の軽減等を通じて、ハイブリッド自動車等を含む環境性能に優れた自動車の普及促進を目的としている。</p> <p>○一方で、上記補助金の目的は、環境性能に優れた自動車の中でも特に、従来車との価格差が大きい電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車等について、初期需要を促すために購入補助を行うものである。</p>
	③：地方公共団体が協力する相当性	<p>① 自動車は消費者の経済・社会活動を支える生活の足であるが、取得段階で自動車税(又は軽自動車税)環境性能割、保有段階で自動車重量税、自動車税(又は軽自動車税)種別割の3つの税が課されている。特に、移動手段を車に依存せざるを得ず、複数台を保有する機会が多い地方ほど負担が重くなる構造。</p> <p>② 上記のとおり、ユーザーの負担軽減、環境性能に優れた自動車の普及促進を通じた国内自動車市場の活性化は、地方経済の活性化にも資する。本措置による税収減は一時的なものであり、中長期的な観点で見れば、自動車産業の活性化により将来的に増収が見込めるものである。</p> <p>③ また、2050年カーボンニュートラルの実現のためには、国のみならず地域における脱炭素化の取組も必要であり、その実現に向け、環境性能に優れた自動車の普及は重要な施策であることから、地方公共団体に協力を求めることは妥当。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和2年9月

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例の延長
税目	揮発油税、地方揮発油税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【経済産業省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の適用数について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】	① ご指摘を踏まえ、算定根拠、実件数を追加。
【点検結果】	① 「令和元年度～令和3年度までの適用件数（適応事業者数）は、「バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例」の適用実績」との説明では、適用実績の出典が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】	① ご指摘を踏まえ、算定根拠を追加。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「令和4年度以降の適用件数（適用事業者数）については、直近の実績から判断し、約600件（8社程度）と仮定」との説明では、適用件数の仮定の算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】	① ご指摘を踏まえ、算定根拠を追加。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】	① ご指摘を踏まえ、算定根拠を追加。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標（令和5年度～令和9年度（P）において、エネルギー供給構造高度化法に基づく告示で定めるバイオエタノールの利用目標量（原油換算50万kL/年）を、毎年着実に達成する。以下同じ。）に対する過去の効果について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】	① ご指摘を踏まえ、算定根拠を追加。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標に対する将来の効果について、「毎年着実に達成することが可能」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】	① ご指摘を踏まえ、算定根拠を追加。
【点検結果】	① 「令和5年度以降のバイオエタノールの利用目標量については、令和5年4月までに第三次告示を策定予定であり、現在検討中。そのため、令和4年度までの導入目標50万kL（原油換算）と同様の目標と仮定」との説明では、目標値は算定根拠とならないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。 ② 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等として「エネルギー供給構造高度化法告示」及び「バイオエタノール及びバイオエタノール由来E T B Eの関税の無税化措置」があるとしているが、本特例措置と当該他の支援措置や義務付け等との役割分担が説明されていない。
【経済産業省の補足説明】	① ご指摘を踏まえ、「11相当性①租税特別措置等によるべき妥当性等」に、他の政策手段（規制や補助金等）との比較も踏まえ、当該租税特別措置をとることが必要かつ適切な理由を追加。 ② ご指摘を踏まえ、「11相当性②他の支援措置や義務付け等との役割分担」における「エネルギー供給構造高度化法告示」及び「バイオエタノール及びバイオエタノール由来E T B Eの関税の無税化措置」に係る記載を修正。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「バイオエタノールの利用目標量(原油換算50万kL/年)を達成しつつ、次世代バイオエタノールの社会実装に向けた環境整備を行うためには、通常の揮発油との価格差を低減させることが必要であり、本税制措置と関税の無税化をあわせて措置することにより、バイオエタノールの利用促進を図る」との説明では、「バイオエタノール及びバイオエタノール由来E T B Eの関税の無税化措置」と本特例措置との役割分担が明らかにされていないため、この点を課題とする。

点検項目(2)、(3)、(7)及び(8)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (揮発油税:外、地方揮発油税:外)(国税 20)
		②: 上記以外の税目 —
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 バイオエタノール等を混和した揮発油を製造した場合に、当該バイオエタノール等混和分の揮発油税及び地方揮発油税の課税標準から当該バイオエタノール等に含まれるエタノールの数量を控除する特例措置を令和5年3月31日まで措置。
		《要望の内容》 バイオエタノール等を混和した揮発油を製造した場合に、当該バイオエタノール等混和分の揮発油税及び地方揮発油税の課税標準から当該バイオエタノール等に含まれるエタノールの数量を控除する特例措置の適用期限を5年間延長する。
		《関係条項》 ・租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第88条の7 ・租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第46条の11～46条の16 ・租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)第37条の5～37条の7
5	担当部局	経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油精製備蓄課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和4年8月 分析対象期間:令和元年度～令和9年度
7	創設年度及び改正経緯	平成20年度 創設 平成23年度 拡充(みなし製造所を特例対象に追加) 平成25年度 5年間延長 平成30年度 5年間延長 令和2年度 拡充(バイオエタノール等揮発油の対象に、カーボンリサイクルエタノール等を混和して製造された揮発油を追加。)
8	適用又は延長期間	令和5年4月1日～令和10年3月31日(5年間)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 非化石エネルギーであるバイオエタノール ^{※1} は、化石由来の燃料である揮発油の代替として活用が可能なため、エネルギー源の多様化に寄与するとともに、原料(植物等)が成長過程において二酸化炭素を吸収し、燃焼時にその同量の二酸化炭素を排出するため、揮発油と比較して二酸化炭素の排出量が少ない。このため、非化石エネルギー源の利用を促進し、エネルギーの安定供給の確保を図るとともに、地球温暖化対策の観点から有効な手段の一つであることから、バイオエタノール

		<p>の利用促進を図る。</p> <p>バイオエタノールの利用にあたっては、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」(以下「エネルギー供給構造高度化法」という。)に基づく、「平成30年度以降の5年間についての非化石エネルギー源の利用に関する石油精製業者の判断の基準」(以下「告示」という。)において、平成30年度～令和4年度の間、石油精製業者に対して、バイオエタノールを「原油換算で毎年50万kl」利用することを義務付け、これまで順調に達成している。</p> <p>一方、現状、国内ではバイオエタノールの商用規模の生産が行われていないことから、バイオエタノールの利用にあたっては、アメリカ・ブラジルからの輸入に依存しており、以下のような追加的なコストが生じ、最終的には国民に転嫁されることとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオエタノールの価格が揮発油の価格を上回る。 ・輸入したバイオエタノールは、国内でバイオ ETBE^{※2}に合成して使用されるため、関税等の輸入に係るコストに加えて、バイオエタノールを日本まで輸送するコスト、バイオ ETBEを生産するためのバイオ ETBE専用タンク、揮発油との混合設備や受入設備等のコストが生じる。 <p>こうした追加コストを低減させ、バイオエタノールの利用促進を図るため、本措置を通じて、バイオエタノールの利用分については、揮発油税及び地方揮発油税の課税対象から控除することが必要となる。</p> <p>※1 バイオエタノールは、さとうきび、とうもろこし等の農作物(可食)由来の第一世代バイオエタノールと、製紙残渣(バルブ)、コーヒー粕、廃菌床等の非可食由来の次世代バイオエタノールを指す。</p> <p>※2 エチル・ターシャリー・ブチル・エーテルの略。エタノールと、揮発油の精製過程等で副生される炭化水素の一種であるイソブテンから合成される含酸素化合物。エタノールと異なり水分や蒸気圧の管理が必要なく、揮発油になじみやすい性質を持っている。</p>
		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>○日米首脳共同声明「自由で開かれた国際秩序の強化」 (令和4年5月23日)</p> <p>両首脳は、輸入石油への依存を減らすため、持続可能な航空燃料(SAF)や道路用燃料用のものを含め、日本のバイオエタノールの需要を2030年までに倍増させるため、あらゆる可能な手段を取るという日本のコミットメントを歓迎した。</p> <p>○第6次エネルギー基本計画(令和3年10月閣議決定) 4.2050カーボンニュートラル実現に向けた課題と対応 (4)産業・業務・家庭・運輸部門に求められる取組 ③運輸部門における対応 (中略)燃料の脱炭素化を図っていくことも必要であり、既存の燃料インフラや内燃機関等の設備を利用可能なバイオ燃料や合成燃料等の選択肢を追求していくことも重要である。バイオエタノールやバイオディーゼルについては、引き続き、国際的な導入動向等を踏まえ導入の在り方を検討していく。 ・・・(中略)・・・2050年カーボンニュートラルに向けて、燃料</p>

		分野での対応は、①燃焼しても大気中のCO ₂ を増加させないバイオ燃料、水素、アンモニア、合成燃料、合成メタンといった脱炭素燃料と、②化石燃料を利用しながらも大気中のCO ₂ を増加させないCCS、カーボンリサイクルといった脱炭素技術等に大別できる。いずれも社会実装・拡大には、イノベーションの実現が不可欠であり、2050年を見据え、2030年に向けても、その確保等のための計画的な取組が重要である。
	②: 政策体系における政策目的的位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保
	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>令和5年度～令和9年度(P)[※]において、エネルギー供給構造高度化法に基づく告示で定めるバイオエタノールの利用目標量(原油換算50万kL/年)を、毎年着実に達成する。</p> <p>※令和5年度以降のバイオエタノールの利用目標量については、令和5年4月までに第三次告示を策定予定であり、現在検討中。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>バイオエタノールの利用にあたっては、通常の揮発油と比較して、高い原材料費や設備投資費などの追加費用が必要となるものの、本措置によりコストを低減させることで、バイオエタノールの利用促進を図ることが可能となる。</p> <p>また、現状、アメリカ・ブラジルからの輸入に依存している状況等を踏まえ、令和2年4月に次世代バイオエタノール[※]の利用促進策として、令和5年度以降の次世代バイオエタノールの利用目標量を入札による供給者決定をもとに次世代バイオエタノール1万kL/年(原油換算)と定めることや、告示上での目標量を実利用量の2倍にカウントできる原材料に廃棄物やカーボンリサイクル由来炭素を加える等の告示の改定を実施。</p> <p>当該告示の改訂や、本措置により次世代バイオエタノールの導入インセンティブを示すことで、当初の見込みからやや遅れが生じているものの、国内事業者による商業生産に向けた取組が進展してきているところであり、国産化が実現した場合には、海外への輸入依存度の低減に貢献する。</p> <p>※次世代バイオエタノールは、食物を原料とする第一世代バイオエタノールと異なり、非食料等を原料とするため食糧競争の問題が起きないことや温室効果ガス排出削減効果が大きい等の利点がある。</p>
10	有効性等	<p>①: 適用数</p> <p>○適用件数(適用事業者数)</p> <p>令和元年度 約595件(9社)</p> <p>令和2年度 約636件(8社)</p> <p>令和3年度 約669件(8社)</p> <p>令和4年度 約600件(8社程度)</p> <p>令和5年度 約600件(8社程度)</p> <p>令和6年度 約600件(8社程度)</p> <p>令和7年度 約600件(8社程度)</p> <p>令和8年度 約600件(8社程度)</p> <p>令和9年度 約600件(8社程度)</p> <p>＜算定根拠＞</p> <p>・令和元年度～令和3年度までの適用件数(適応事業者数)は、「バ</p>

		イオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例」の適用実績 ・令和4年度以降の適用件数(適用事業者数)については、直近の実績から判断し、約600件(8社程度)と仮定。																																								
	②: 適用額	<p>○適用数量(バイオエタノール換算量)</p> <p>令和元年度 約80.9万KL</p> <p>令和2年度 約84.3万KL</p> <p>令和3年度 約88.3万KL</p> <p>令和4年度 約82.4万KL</p> <p>令和5年度 約82.4万KL</p> <p>令和6年度 約82.4万KL</p> <p>令和7年度 約82.4万KL</p> <p>令和8年度 約82.4万KL</p> <p>令和9年度 約82.4万KL</p> <p>＜算定根拠＞</p> <p>・令和元年度～令和3年度までの適応数量は、エネルギー供給構造高度化法における「特定石油精製業者(揮発油の製造・供給量が年間60万kL以上の事業者)」からの報告実績</p> <p>・令和4年度以降の適用数量は、エネルギー供給構造高度化法に基づく告示で定めるバイオエタノールの利用目標量 約82.4万KLと仮定。</p>																																								
	③: 減収額	<p>○減収額</p> <p>令和元年度 53.8円/L × 約80.9万KL = 約435億円</p> <p>令和2年度 53.8円/L × 約84.3万KL = 約454億円</p> <p>令和3年度 53.8円/L × 約88.3万KL = 約475億円</p> <p>令和4年度 53.8円/L × 約82.4万KL = 約443億円</p> <p>令和5年度 53.8円/L × 約82.4万KL = 約443億円</p> <p>令和6年度 53.8円/L × 約82.4万KL = 約443億円</p> <p>令和7年度 53.8円/L × 約82.4万KL = 約443億円</p> <p>令和8年度 53.8円/L × 約82.4万KL = 約443億円</p> <p>令和9年度 53.8円/L × 約82.4万KL = 約443億円</p> <p>＜算定根拠＞</p> <p>・減収額＝揮発油税及び地方揮発油税 53.8円/L × 適用数量(バイオエタノール換算量)</p>																																								
	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>令和元年度～3年度において、エネルギー供給構造高度化法に基づく告示で定めるバイオエタノールの利用目標量(原油換算50万kL/年)を、概ね毎年着実に達成。</p> <p>○バイオエタノール導入目標及び導入実績</p> <p style="text-align: right;">単位: 万KL(原油換算)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数量</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>導入目標</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50[※]</td> <td>50[※]</td> <td>50[※]</td> <td>50[※]</td> <td>50[※]</td> </tr> <tr> <td>導入実績</td> <td>49</td> <td>51</td> <td>54</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>＜算定根拠＞</p> <p>・令和元年度～令和3年度までの適応数量は、エネルギー供給構造高度化法における「特定石油精製業者(揮発油の製造・供給量が年間60万kL以上の事業者)」からの報告実績</p> <p>・令和5年度以降のバイオエタノールの利用目標量については、令和5年4月までに第三次告示を策定予定であり、現在検討中。そのため、令和4年度までの導入目標50万KL(原油換算)と同様の目標と仮定。</p>	年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	数量										導入目標	50	50	50	50	50 [※]	50 [※]	50 [※]	50 [※]	50 [※]	導入実績	49	51	54	-	-	-	-	-	-
年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9																																	
数量																																										
導入目標	50	50	50	50	50 [※]	50 [※]	50 [※]	50 [※]	50 [※]																																	
導入実績	49	51	54	-	-	-	-	-	-																																	

		<p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 バイオエタノールの利用にあたっては、通常の揮発油と比較して、追加費用が必要となるものの、本措置によりコストを低減させることで、バイオエタノールの利用促進を図り、バイオエタノールの利用目標量(原油換算 50 万 kL/年)を、毎年着実に達成することが可能となる。</p> <p>加えて、本措置等により次世代バイオエタノールの導入インセンティブを示すことで、当初の見込みからやや遅れが生じているものの、国内事業者による商業生産に向けた取組が進展してきているところ。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>バイオエタノールから合成されるバイオ ETBE を混合した揮発油は、通常の揮発油と比較して、高い原材料費や設備投資費などの追加費用が必要となるため、揮発油税及び地方揮発油税を無税にすることによる負担軽減が実現されなければ、バイオエタノールの利用が進まなくなる恐れがある。</p> <p>今後取組の進展が期待される次世代バイオエタノールについては、現状は技術開発や原料確保等の課題もあることに加え、供給当初は、現在輸入しているバイオエタノールと同程度、もしくはそれよりもコストが生じる可能性があり、国産の次世代エタノールが安定的に製造・供給されるまでの間については、エネルギーの安定供給の確保、温室効果ガスの削減や、次世代バイオエタノールの社会実装に向けた環境整備を行う観点から、引き続き、本措置を通じた第一世代のバイオエタノールの利用促進は必要不可欠。</p> <p>なお、日米首脳共同声明や第 6 次エネルギー基本計画等も踏まえ、バイオエタノールの利用を促進することが、政府方針の実現に資すると考える。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>バイオエタノールの利用は、非化石エネルギー源の利用を促進し、エネルギーの安定供給の確保を図るとともに、地球温暖化対策の観点から有効な手段の一つ。バイオエタノールの利用目標量(原油換算 50 万 kL/年)を達成しつつ、次世代バイオエタノールの社会実装に向けた環境整備を行うためには、通常の揮発油との価格差を低減させることが必要であり、毎年度、導入量に変化する可能性がある中で、予算等による措置ではなく、導入量に応じた柔軟な対応が可能となる税制による措置が適当である。</p> <p>また、補助金等でバイオエタノールの利用を図る場合、特定の事業者のみにしか波及が行き届かない。他方、税制による措置は、価格自体に影響を与えることができ、多くの消費者に影響を与えることができると考えられ、公平性の観点からも、税制措置を講ずることが妥当である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>【規制措置】 「エネルギー供給構造高度化法 告示」 ・バイオエタノールの利用促進を図るため、石油精製業者に対して、バイオエタノールを「原油換算で毎年 50 万 kL」利用することを義務付け</p>

		<p>ているもの。</p> <p>【予算】 -</p> <p>【税制】 バイオエタノール及びバイオエタノール由来 ETBE の関税の無税化措置 ・揮発油に混合するためのバイオエタノール又はバイオエタノール由来 ETBE を輸入した場合、関税を無税化する措置。 ・バイオエタノールの利用目標量(原油換算 50 万 kL/年)を達成しつつ、次世代バイオエタノールの社会実装に向けた環境整備を行うためには、通常の揮発油との価格差を低減させることが必要であり、本税制措置と関税の無税化をあわせて措置することにより、バイオエタノールの利用促進を図る。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	-
12	有識者の見解	-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和元年 8 月

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	特定原子力施設炉心等除去準備金の延長
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税
区 分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（廃炉等の適正かつ着実な実施の確保のために、現状の適用事業者である東京電力HDは、第四次総合特別事業計画（令和3年8月主務大臣認定）において、年平均2,600億円を廃炉等積立金として捻出することを目標としており、本措置等により、必要な額の確実な積立に貢献する。以下同じ。）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。
【経済産業省の補足説明】
① 廃炉は世界でも前例を見ない極めて困難な取り組みであり、達成すべき時期を明確にお示しすることは困難である。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の適用数（令和2年度及び3年度）について、各年度1件と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
② 過去の適用数（令和2年度及び3年度）について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】
① 修正いたします。
② 算定根拠として用いていないので割愛させていただきます。
【点検結果】
①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【経済産業省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の減収額（令和2年度及び3年度）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されて

いない。
【経済産業省の補足説明】
① 修正いたします。なお、令和3年度には適用額が0であると記載しております。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、法人事業税について過去の減収額（令和2年度）の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていないため、この点を課題とする。 また、過去の減収額（令和3年度）の算定根拠（出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていないので、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額が予測されていない。
【経済産業省の補足説明】
① 令和4年度以降については、今後の廃炉作業の進捗等に応じて変化していくことになるため、想定することは困難である。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標に対する過去の効果について、「滞りなく捻出されている」と説明されているが、定量的に把握されていない。
【経済産業省の補足説明】
① 修正いたします。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「本措置等により、令和2年度及び令和3年度には2,600億円を積み立てており」との説明では、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。 また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【経済産業省の補足説明】
① 修正いたします。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「令和4年、令和5年及び令和6年においては、各年平均2,600億円を積み立てる見込みである」との説明では、将来の効果（令和7年度）が予測されていないため、この点を課題とする。 また、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。 また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な

効果が把握されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。
【経済産業省の補足説明】 —
【点検結果】 なし。

点検項目(1)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(5)将来の減収額が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	特定原子力施設炉心等除去準備金の延長
2	対象税目	(国税20・地方税15(自動運動))(法人税:義、法人住民税:義、事業税:義)
	①: 政策評価の対象税目	
	②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独】・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(以下、機構法)第55条の3第1項に規定する廃炉等実施認定事業者が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の2第1項の規定により特定原子力施設として指定された施設(以下、特定原子力施設)に係る著しく損傷した炉心等の除去に要する費用(以下、炉心等除去費用)の支出に充てるため、当該特定原子力施設ごとに、当該特定原子力施設につき当該事業年度において機構法第55条の3第1項及び第2項の規定により原子力損害賠償・廃炉等支援機構に廃炉等積立金として積み立てた金額に相当する金額以下の金額を損金経理の方法により特定原子力施設炉心等除去準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、当該事業年度の損金の額に算入する(当該特定原子力施設につき炉心等除去費用の額を支出した場合には、当該事業年度の益金の額に算入する。)
		《要望の内容》 適用期限を3年間延長する
		《関係条項》 租税特別措置法第57条の4の2、第68条の54の2
5	担当部局	経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 政策課 電力産業・市場室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和4年8月 分析対象期間:令和2年度～令和7年度
7	創設年度及び改正経緯	平成29年4月 創設 (同年10月 改正機構法の施行)
8	適用又は延長期間	令和5年度～令和7年度
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠
		②: 政策目的及びその根拠
		《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 事故事業者が、廃炉に必要な資金を機構法に基づいて積み立てることにより、安全かつ着実な廃炉の実施を確保する。 《政策目的の根拠》 機構法第45条第1項認定を受けた原子力事業者であって廃炉等を実施する者(廃炉等実施認定事業者)は、廃炉等の適正かつ着実な実施を確保するため、毎事業年度、機構が当該事業者へ通知する額の金銭を廃炉等積立金として積み立てなければならないこととされている。

	②: 政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー・環境 電力・ガス
	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 廃炉等の適正かつ着実な実施の確保のために、現状の適用事業者である東京電力HDは、第四次総合特別事業計画(令和3年8月主務大臣認定)において、年平均2,600億円を廃炉等積立金として捻出することを目標としており、本措置等により、必要な額の確実な積立に貢献する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 長期にわたる事故炉廃炉等を安全かつ着実に実施する上で、準備金の積立時に損金に算入(支出時に益金に算入)できる本措置は、政策目的を達成するための手段として重要な措置である。
10	有効性等	①: 適用数
		②: 適用額
		適用数 令和2年度 1 令和3年度 1 令和4年度 1 令和5年度 1 ※ 令和6年度 1 ※ 令和7年度 1 ※ ※現行適用数は東京電力HD1社のみである。 本措置は事故炉の廃炉を実施する事業者に対して適用されるため、今後新たに事故炉の廃炉を実施する事業者の見通しは示すものとして馴染まないことから、現行適用件数のみを記載。
		適用額(百万円) 令和2年度 168,898 令和3年度 — ※1 令和4年度 — ※2 令和5年度 — ※2 令和6年度 — ※2 令和7年度 — ※2 出典:租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 ※1当該年度について適用額は0円。 ※2令和4年度以降については、今後の廃炉作業の進捗等に応じて変化していくことになるため、想定することは困難である。
	③: 減収額	減収額(百万円) 法人税 法人住民税 法人事業税 令和2年度 39,184 4,075 - 令和3年度 - - ※1 令和4年度 - - ※2 令和5年度 - - ※2 令和6年度 - - ※2 令和7年度 - - ※2

		<p>法人税: 39,184 百万円(損金算入額 168,898 百万円×法人税率 23.2%) 法人住民税: 4,075 百万円(法人税減収額 39,184 百万円×法人税割超過税率 10.4%)</p> <p>※1 当該年度について適用額は0円。 ※2 令和4年度以降については、今後の廃炉作業の進捗等に応じて変化していくことになるため、想定することは困難である。</p>
	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 廃炉等の適正かつ着実な実施の確保のために、現状の適用事業者である東京電力HDは、第四次総合特別事業計画(令和3年8月主務大臣認定)において、年平均 2,600 億円を廃炉等積立金として捻出することを目標としており、本措置等により、令和2年度及び令和3年度には、2,600 億円を積み立てており、滞りなく捻出されている。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 廃炉等実施認定事業者は、廃炉のために必要な資金のほか、機構法に基づき、認定事業者の収支の状況に照らして電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保に支障を生じない限度において、できるだけ高額な負担を求めものとして機構が定める特別負担金を支払う義務(2018年度:500億円)や、他の原子力事業者と同様に、機構法に基づき、一般負担金を支払う義務(2018年度:567億円)がある。 適用事業者においては、こうした義務を履行しつつ、機構法に基づく廃炉等積立金の積立を実施しているところ。令和4年、令和5年及び令和6年においては、各年平均 2,600 億円を積み立てる見込みである。</p>
	⑤ 税収減を是認する理由等	<p>長期にわたる事故炉廃炉を確実に実施する上で、本準備金の措置は不可欠であり、準備金の積立時に損金に算入(支出時に益金に算入)できる本措置は、政策目的を達成するための手段としても妥当と考えられる。</p>
11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等 適用事業者の事故炉の廃炉については、国からの補助無しで適用事業者自らが費用を捻出し、実施することが原則である。長期にわたる事故炉廃炉等を安全かつ着実に実施する上で、準備金の積立時に損金に算入(支出時に益金に算入)できる本措置は、政策目的を達成するための手段として妥当な措置である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等の役割分担 「廃炉等積立金に係る収入割の特例措置の延長」は、廃炉等実施認定事業者が小売電気事業者又は一般送配電事業者から廃炉等積立金に相当するとして得た額について、収入金額から控除される措置である。当該措置は、電気供給業は収入金課税が適用されている中、廃炉等積立金に相当する額の二重課税の発生を回避する観点から必要とされている。 他方、本措置は炉心等除去準備金について、積立時に損金算入をするという、課税繰り延べの措置であり、前者措置とは性質の異なるものである。</p>

	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>政策目的である安全かつ着実な廃炉の実施を確保する上で、必要な資金を積み立てるためには、地方税法上の所要の措置を講じることが不可欠である。</p>
12	有識者の見解	<p>機構法における廃炉等積立金制度については、経済産業省に設置された「東京電力改革・1F 問題委員会」で取りまとめられた「東電改革提言(2016年12月)」及び「総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 電力システム改革貫徹のための政策小委員会 中間とりまとめ(2017年2月)」に加え、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針(2016年12月20日閣議決定)」を踏まえて措置されたものである。</p>
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	<p>令和元年8月</p>

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	電気事業法の改正に伴う所要の税制措置
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	■新設 □拡充 □延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（今般の電気事業法の改正を踏まえた税制上の措置が講じられることにより、蓄電池の導入促進に資することが期待される。以下同じ。）について、達成すべき水準（目標値及び測定指標）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標を達成すべき時期（目標達成時期）が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において、示されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 蓄電池の具体的な導入予定件数については、現時点で定量的にお示しできる指標が定められていないものの、蓄電池の導入促進により、2030年までの再生可能エネルギー電源構成比率36～38%の達成に貢献することとした。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 蓄電池の具体的な導入予定件数については、現時点で定量的にお示しできる指標が定められていないため、蓄電池の取用等において本特例措置が適用される件数についても、現時点で定量的にお示しすることは困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 蓄電池の具体的な導入予定件数については、現時点で定量的にお示しできる指標が定められていないため、減収額若しくは増収額についてお示しすることは困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのかが明らかにされていない。</p>

<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 蓄電池の具体的な導入予定件数については、現時点で定量的にお示しできる指標が定められていないものの、蓄電池の導入促進により、2030年までの再生可能エネルギー電源構成比率36～38%の達成に貢献することとした。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

点検項目(1)、(3)、(5)及び(7)に課題があり、その中でも(3)将来の適用数、(5)将来の減収額及び(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	電気事業法の改正に伴う所要の税制措置
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税:義(国税23) 法人住民税、事業税:義(自動連動)(地方税4)
		②: 上記以外の税目 所得税:外、個人住民税:外、消費税:外、固定資産税:外、事業所税:外、特別土地保有税:外、地方消費税:外
3	要望区分等の別	【 <u>新設</u> ・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【 <u>単独</u> ・ <u>主管</u> ・ <u>共管</u> 】
4	内容	《現行制度の概要》 発電事業者が保有する発電所が収用等され、交付を受けた補償金等(対価補償金および移転補償金などで対価補償金として取り扱うものに限る。)により代わりの資産(以下「代替資産」という。)を取得した場合には、代替資産について圧縮限度額の範囲内で帳簿価額を損金経理により減額するなどの一定の方法で経理したときは、その減額した金額を損金の額に算入する圧縮記帳の適用を受けることができる。
		《要望の内容》 電力の安定供給を目的として、電気事業法を改正し、系統用蓄電池による放電を行う事業を新たに発電事業に位置付けることとした。この法改正により、発電事業の対象範囲が拡大するため、関連する税法上においても所要の措置を講ずる必要がある。
		《関係条項》 租税特別措置法施行規則第22条の2第3項第3号
5	担当部局	経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部 電力基盤整備課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和4年8月 分析対象期間:令和5年度~令和9年度
7	創設年度及び改正経緯	—
8	適用又は延長期間	恒久措置
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 現行の税制上における発電設備の定義に、一定規模以上の蓄電池を対象に加えることにより、蓄電池の導入促進に向けた環境整備を図る。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 《政策目的の根拠》 安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第46号) 6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保

10	有効性等	③: 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 今般の電気事業法の改正を踏まえた税制上の措置が講じられることにより、蓄電池の導入促進に資することが期待される。 (※)蓄電池の具体的な導入予定件数については、現時点で定量的にお示しできる指標が定められていないものの、蓄電池の導入促進により、2030年までの再生可能エネルギー電源構成比率36~38%の達成に貢献することとしたい。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 再生可能エネルギーの導入が拡大する中、蓄電池は脱炭素化された供給力・調整力として、電力の安定供給に大きく貢献することが期待されており、蓄電池の導入が促進されることで、再生可能エネルギーの供給の安定化や、調整力の提供等を通じ、再生可能エネルギーの主力電源化にも資することが期待される。
		①: 適用数 — (※)蓄電池の具体的な導入予定件数については、現時点で定量的にお示しできる指標が定められていないため、蓄電池の収用等において本特例措置が適用される件数についても、現時点で定量的にお示しすることは困難である。
		②: 適用額 —
		③: 減収額 — (※)蓄電池の具体的な導入予定件数については、現時点で定量的にお示しできる指標が定められていないため、減収額若しくは増収額についてお示しすることは困難である。
		④: 効果 《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 — (※)蓄電池の具体的な導入予定件数については、現時点で定量的にお示しできる指標が定められていないものの、蓄電池の導入促進により、2030年までの再生可能エネルギー電源構成比率36~38%の達成に貢献することとしたい。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 —
		⑤: 税収減を是認する理由等 —
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 当該租税特別措置の対象となるのは、改正電気事業法における蓄電池による放電を行う全ての事業者であることから、補助金等ではなく、当該租税特別措置を採ることが妥当である。

	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。
	③: 地方公共団体が協力する相当性	政策目的である蓄電池の導入を促進する上で、必要な資金を積み立てるためには、地方税法上の所要の措置を講じることが不可欠である。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	中小企業者等の法人税率の特例の延長
税目	法人税、法人住民税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する。以下同じ。）に係る測定指標（延長後の適用期限において、中小企業を取り巻く業況等が、本措置導入以前と比較しても同等程度水準に持続的に回復しているかどうか）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>② 所期の測定指標（中小企業を取り巻く業況や資金繰り、売上高等の水準がリーマンショック前の水準に持続的に回復しているかどうか）から新たな測定指標（延長後の適用期限において、中小企業を取り巻く業況等が、本措置導入以前と比較しても同等程度水準に持続的に回復しているかどうか）へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標は、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 中小企業を取り巻く業況や資金繰り、売上高等の水準がリーマンショック前の水準に持続的に回復しているかどうか一つの目標値となりうる。</p> <p>② 総務省から測定指標については達成すべき時期を記載すべきとの指摘があったため、これを踏まえ、達成すべき時期を盛り込んだ。</p> <p>③ 本税制はリーマンショックを契機として決定された「生活対策」を受けて、中小企業の資金繰り対策等を目的として、平成21年度税制改正において措置されたものであるため、中小企業の経営状況を表すものを指標とする必要があり、現在の指標を設定している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（令和3年度）が把握されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 推計値を記載した。誤字は修正した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が定量的に予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 上記(2)の令和3年度と同様に記載。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（令和3年度の法人税及び法人住民税）が把握されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 上記(2)と同様に修正。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人税及び法人住民税）が定量的に予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 上記(2)と同様に修正。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

<p>【所期の達成目標の達成状況について何ら記載がない場合】</p> <p>① 所期の達成目標（中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、「令和元年度は、税制措置前と比較して、中小企業の業況等が回復傾向にあったが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2年度以降は厳しい状況が続いている」と説明されているが、その根拠となる具体的な達成状況が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 業況に関する状況について、図「業況判断D Iの推移」で示している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標に対する将来の効果について、「今後も、新型コロナウイルス感染症の状況や、物価高・資源高の影響が見通せない現状を踏まえれば、引き続き本税制措置による支援が必要である」と説明されているが、定量的に予測されていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 前回評価時からの改善点として、将来の見込みを「見通せない現状」として記載した。</p>

例えば、物価高・資源高については、日本銀行による統計の企業物価指数は、令和4年9月公表時点で、18か月連続で上昇している等、見通せない状況が続いている。
【点検結果】 ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、他の政策手段との役割分担を踏まえて説明されていない。
【経済産業省の補足説明】 ① 中小事業者等を対象とした税制や予算は複数存在しているが、目的はそれぞれ異なっている。例えば、付加価値創造を図る製品への取組を支援する補助金や、事業承継を支援する税制等が存在している。 本租税特別措置の必要性は、相当性「①租税特別措置等による妥当性等」に記載のとおり。
【点検結果】 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「中小事業者等を対象とした税制や予算は複数存在しているが、目的はそれぞれ異なっている。例えば、付加価値創造を図る製品への取組を支援する補助金や、事業承継を支援する税制等が存在している。本租税特別措置の必要性は、相当性「①租税特別措置等による妥当性等」に記載のとおり」との説明では、「中小事業者等を対象とした税制や予算」と当該租税特別措置等が具体的にどのような役割分担となっているのかについて明らかにされていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(6)、(7)及び(8)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	中小企業者等の法人税率の特例の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目
		②: 上記以外の税目
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 中小企業者等に係る法人税について、年 800 万円以下の所得金額の部分については税率を 15%に軽減する。
		《要望の内容》 適用期限を 2 年間延長する。
		《関係条項》 法人税法第 66 条 租税特別措置法第 42 条の 3 の 2 租税特別措置法施行令第 27 条の 3 の 2
5	担当部局	経済産業省中小企業庁事業環境部財務課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和 4 年 8 月 分析対象期間:令和元年度～令和 6 年度
7	創設年度及び改正経緯	平成 21 年度改正 創設(本則 22%・租特 18%) 平成 23 年度改正 拡充(本則 22%→19%、租特 18%→15%) 平成 27 年度改正 延長(租特 19%→15%) 平成 29 年度改正 延長(租特 19%→15%) 令和元年度改正 延長(租特 19%→15%) 令和 3 年度改正 延長(租特 19%→15%)
8	適用又は延長期間	2 年間(令和 5 年 4 月 1 日～7 年 3 月 31 日)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠
		②: 政策体系における政策目的の位置付け

10	有効性等	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業を取り巻く事業環境の先行きが不透明な中、厳しい経営環境の下で経営を行っている中小企業を支援するため、軽減税率引下げを含めた中小企業政策を一体的に展開することにより、中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する。 測定指標は、延長後の適用期限において、中小企業を取り巻く業況等が、本措置導入以前と比較しても同等程度の水準に持続的に回復しているかどうか。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 新型コロナウイルス感染症の影響で債務残高が増加する中で、新型コロナウイルス感染症や物価高・資源高の影響により、中小企業において厳しい収益環境となっているほか、各種経営課題も引き続き山積している。こうした状況下においてキャッシュフローの改善や財務基盤の安定等を図る。</p>
		①: 適用数	<p>年 800 万円以下の所得金額を有する全ての中小企業者等が適用対象となる。</p> <p>実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度: 989,251 件 令和 2 年度: 992,154 件 令和 3 年度: 990,703 件 <p>(出典)租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 ※令和 3 年度は出典元の数字がまだ公表されていないため令和元年度及び令和 2 年度の平均値として推計。</p> <p>今後の見込みについては、直近の傾向を踏まえると、実績と同程度が見込まれるため、令和元年度及び令和 2 年度の平均値とすると以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和 4 年度: 990,703 件 令和 5 年度: 990,703 件 令和 6 年度: 990,703 件
		②: 適用額	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度: 39,226 億円 令和 2 年度: 39,175 億円 令和 3 年度: 39,201 億円 <p>(出典)租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 ※令和 3 年度は出典元の数字がまだ公表されていないため令和元年度及び令和 2 年度の平均値として推計。</p> <p>今後の見込みについては、直近の傾向を踏まえると、実績と同程度が見込まれるため、令和元年度及び令和 2 年度の平均値とすると以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和 4 年度: 39,201 億円 令和 5 年度: 39,201 億円 令和 6 年度: 39,201 億円

	<p>③: 減収額</p>	<p>法人税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度(19%→15%): 1,569 億円 ・令和2年度(19%→15%): 1,567 億円 ・令和3年度(19%→15%): 1,568 億円 <p>(出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和3年度は出典元の数字がまだ公表されていないため令和元年度及び令和2年度の平均値として推計。</p> <p>今後の見込みについては、直近の傾向を踏まえると、実績と同程度が見込まれるため、令和元年度及び令和2年度の平均値とする以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度(19%→15%): 1,568 億円 ・令和5年度(19%→15%): 1,568 億円 ・令和6年度(19%→15%): 1,568 億円 <p>法人住民税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度(19%→15%): 202 億円 ・令和2年度(19%→15%): 110 億円 ・令和3年度(19%→15%): 110 億円 <p>※同年度の法人税の減収額に同年度の法人住民税率(令和元年は12.9%、令和2年度・令和3年度は7.0%)を乗じて算出</p> <p>今後の見込みについても、上記法人税に法人住民税率7.0%を乗じると以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度(19%→15%): 110 億円 ・令和5年度(19%→15%): 110 億円 ・令和6年度(19%→15%): 110 億円
	<p>④: 効果</p>	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>令和元年度は、税制措置前と比較して、中小企業の業況等が回復傾向にあったが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2年度以降は厳しい状況が続いている。</p> <p>今後も、新型コロナウイルス感染症の状況や、物価高・資源高の影響が見通せない現状を踏まえれば、引き続き本税制措置による支援が必要である。</p>

		<p>業況判断DIの推移 (DI,ポイント)</p> <p>資料: 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」</p> <p>(注) 1. 業況判断DIは、最近の業況について「良い」と答えた企業の割合(%)から、「悪い」と答えた企業の割合を引いたもの。 2. ここでいう大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金2,000万円以上1億円未満の企業をいう。</p>
<p>⑤: 税収減を是認する理由等</p>		<p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本制度により得られる税負担軽減効果は、国税・地方税あわせ最大で34万円。23.2%の法人税率が適用される中小企業者等以外の法人の場合との差額として国税・地方税あわせ最大70.1万円が得られ、資金繰りの改善等の効果が期待できる。</p> <p>本制度により得られる税負担軽減効果は、国税・地方税あわせ最大で34万円。23.2%の法人税率が適用される中小企業者等以外の法人の場合との差額として国税・地方税あわせ最大70.1万円が得られ、資金繰りの改善等の効果が期待できる。</p>
<p>11 相当性</p>	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本特例は、経営環境の変化に特に影響を受けやすく、資金繰りの圧迫懸念がある中小企業者等の経営基盤強化を図るため、黒字企業のキャッシュフローを改善すると同時に、現状では6割を超える赤字企業に対しても、将来黒字化を達成した暁にはその法人税負担が軽減されることから、黒字化達成のインセンティブとなる。このように本特例は、政策手段としての確実であると言える。</p> <p>本特例措置と類似の支援措置は存在しない。</p> <p>本特例は、経営環境の変化に特に影響を受けやすく、資金繰りの圧迫懸念がある中小企業者等の経営基盤強化を図るため、黒字企業のキャッシュフローを改善すると同時に、現状では6割を超える赤字企業に対しても、将来黒字化を達成した暁にはその法人税負担が軽減されることから、黒字化達成のインセンティブとなる。このように本特例は、地域に所在する中小企業の経営基盤強化等を通じ、地域経済の活性化に資するものである。</p>
<p>12 有識者の見解</p>		<p>—</p>

13 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和2年8月(R2 経産04)

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	特定事業継続力強化設備等の特別償却（中小企業防災・減災投資促進税制）の拡充及び延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（中小企業が、自然災害等の発生時における事業継続を図る能力を強化し、防災・減災効果を獲得すること。以下同じ。）について、達成すべき水準（目標値及び測定指標）が定量的に示されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>② 達成目標を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>③ 所期の達成目標（中小企業が、自然災害等発生時において事業継続を図る能力を強化するために行う、事前対策の促進。以下同じ。）から新たな達成目標へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 中小企業が自然災害等発生時において事業継続を図る能力を強化するために行う事前対策については、発生する自然災害等の種類、規模などにより様々であることから、一様に定量的な達成目標を示すことは困難。中小企業全体が、災害発生時における地域のサプライチェーンの維持等に必要な事業継続力の強化を図ることが重要である。</p> <p>② 上記①の補足説明に同様。</p> <p>③ 目標をより具体化させる目的で、防災・減災投資を実施することにより、防災・減災効果を獲得することと変更した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（令和3年度）について、「令和元年7月から令和4年7月における「経済産業局の事業継続力強化計画の認定状況の報告」より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 本税制措置に必要となる中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画の認定事務については、経済産業局への事務委任により実施しているところ。記載の「経済産業局の事業継続力強化計画の認定状況の報告」については、一定期間ごとに、新規に認定した事業継続力強化計画について、事業者ごとの概要や認定状況を報告するための様式に基づき、経済産業局より報告されており、このうち本税制の活用予定数を記載している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数について、「令和元年7月から令和4年7月における「経済産業局の事業継続力強化計画の認定状況の報告」より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 将来の適用数は、以下のとおり推計。 ・令和元年7月～令和4年3月末の間に事業継続力強化計画の認定を受けた事業者は約40,000者であり、年間の認定件数は約15,000者と推計。 ・令和元年度～令和3年度において認定事業者のうち、中小企業防災・減災投資促進税制の活用予定者は約2%（約700者/約40,000者）であることを考慮すると、令和4年度には300件と推計。 ・令和5年度、令和6年度においては令和4年度の推計値に、対象拡充による適用件数75件（ヒアリングにより推計）を加え、375件と推計。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「令和5年度、令和6年度においては令和4年度の推計値に、対象拡充による適用件数75件（ヒアリングにより推計）を加え、375件と推計」との説明では、「ヒアリングにより推計」の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（令和元年度及び2年度の法人税）について、「令和元年度、令和2年度は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より計算。令和3年度以降は令和元年7月から令和4年7月における「経済産業局の事業継続力強化計画の認定状況の報告」より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 事前評価書に記載。</p> <p>② 令和元年度、令和2年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果」、令和3年度は「経済産業局の事業継続力強化計画の認定状況の報告」より算出した適用額を用いて、減収額を計算。以下、算定根拠により推計している。（減収額試算に係る係数は、法人税率23.2%、特別償却18%より0.0417とする）</p> <p>・令和元年度 7.9百万円 × 0.0417 = 約 0.32百万円 ・令和2年度 106.8百万円 × 0.0417 = 約 4.45百万円 ・令和3年度 846.8百万円 × 0.0417 = 約35.31百万円</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、過去の減収額（令和元年度から3年度までの法人住民税及び法人事業税）について、「令和元年度、令和2年度は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より計算。令和3年度以降は令和元年7月から令和4年7月における「経済産業局の事業継続力強化計画の認定状況の報告」より推計」との説明では、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（法人税）について、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。</p>
--

<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 事前評価書に記載。</p> <p>② 令和元年度、令和2年度において中小企業防災・減災投資促進税制の活用実績から1者あたりの平均投資額は約350万円と計算。上記の「将来の適用数」活用し、以下の算定根拠により推計している。(減収額試算に係る係数は、法人税率23.2%、特別償却18%より0.0417とする)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度 1,050.0百万円 × 0.0417 = 約 43.78百万円 ・令和5年度 1,190.5百万円 × 0.0417 = 約 49.65百万円 ・令和6年度 1,190.5百万円 × 0.0417 = 約 49.65百万円 <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、将来の減収額（令和4年度から6年度までの法人住民税及び法人事業税）について、「令和3年度以降は令和元年7月から令和4年7月における「経済産業局の事業継続力強化計画の認定状況の報告」より推計」との説明では、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の達成目標に対する過去の効果（事業継続力強化計画の認定状況）が年度ごとに把握されていない。</p> <p>② 所期の達成目標に対する過去の効果について、「中小企業強靱化法の施行（令和元年7月）以降、令和4年7月末までに40,000件を超える事業継続力強化計画を認定しており、中小企業の防災・減災にかかる取組は着実に進んでいる」と説明されているが、租特透明化法に基づき把握される上位10社の適用額合計の割合91.5%（令和2年度）は、8割超であり、特定の者に偏っているにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であったことが明らかにされていない。</p> <p>③ 所期の達成目標に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数26件（令和2年度）が前回評価時の将来予測210件とかい離しているにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p> <p>④ 所期の達成目標に対する過去の直接的な効果について、「税制活用事業者にアンケートを実施したところ、本税制があることによって「設備投資額を増やすことができた」、「設備投資の時期を早めることができた」と約7割の企業が回答。併せて、税制活用事業者は税制未活用事業者に比べて、被災した際に「被害を抑制できた」と回答した割合が高かった」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑤ 所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、「中小企業強靱化法の施行（令和元年7月）以降、令和4年7月末までに40,000件を超える事業継続力強化計画を認定しており、中小企業の防災・減災にかかる取組は着実に進んでいる」と説明されているが、達成状況を踏まえ、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 事業継続力強化計画の認定状況は下記のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度 5,920件（令和元年7月以降の8ヶ月間） ・令和2年度 19,707件 ・令和3年度 14,800件 <p>② 「租特特別措置の適用実態調査の結果」において、令和2年度の適用実績は全体で26件であり、租特透明化法に基づき把握される上位10社において、適用額合計の多くを占めることは自然である。（上位3社の適用額合計が約78百万円であることから、上位3社の適用額が大半を占めている。）</p> <p>③ 把握された適用数が前回評価時の将来予測とかい離している原因としては、今年度、</p>

<p>認定事業者に対して実施したアンケートにおいて、「認定を取得したが、税制措置を活用しなかった理由」として、「本税制を知らなかったこと」が約4割、「コロナの影響により設備投資を見送ったこと」が約2割との回答があった。</p> <p>また、同アンケートにおいて、税制措置の効果として、「設備投資を増やすことができた」が約4割、「設備投資の時期を早めることができた」が約3割との回答があった。</p> <p>④ 上記と同様であるが、今年度認定事業者に対して実施したアンケートにおいて、税制措置の効果として、「設備投資を増やすことができた」が約4割、「設備投資の時期を早めることができた」が約3割との回答があった。</p> <p>また、同アンケートにおいて、被災経験のある認定事業者に減災効果を伺ったところ、「税制活用事業者」は「税制未活用事業者」と比べて、被災した際に被害を「ほぼ抑制できた」、「ある程度は抑制することができた」と回答した割合の合計が約4割高かったことから、目標の実現において本税制が有効な手段だったことが分かる。</p> <p>⑤ 近年、中小企業の事業継続性に影響を及ぼす災害が頻発しており、中小企業の事業継続性に影響を与えうる豪雨災害の増加が懸念されるほか、首都直下地震や南海トラフ地震の発生等が想定されている。その中で中小企業において事業継続力強化計画を策定し、防災・減災投資を促進すること等により、被害軽減のための支援策を引き続き講じていくことが必要。</p> <p>税制の適用件数及び適用額については、令和元年度が7件（約7.9百万円）、令和2年度が26件（約106.8百万円）と増加で推移。更に令和3年度においても157件（約846.8百万円）が活用予定であり、適用が増加傾向にあることから、本特例措置を引き続き実施することが必要。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 「令和2年度の適用実績は全体で26件であり、租特透明化法に基づき把握される上位10社において、適用額合計の多くを占めることは自然である。（上位3社の適用額合計が約78百万円であることから、上位3社の適用額が大半を占めている。）」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「把握された適用数が前回評価時の将来予測とかい離している原因としては、今年度、認定事業者に対して実施したアンケートにおいて、「認定を取得したが、税制措置を活用しなかった理由」として、「本税制を知らなかったこと」が約4割、「コロナの影響により設備投資を見送ったこと」が約2割との回答があった。また、同アンケートにおいて、税制措置の効果として、「設備投資を増やすことができた」が約4割、「設備投資の時期を早めることができた」が約3割との回答があった」との説明では、把握された過去の適用数が前回評価時の将来予測とかい離している実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「今年度認定事業者に対して実施したアンケートにおいて、税制措置の効果として、「設備投資を増やすことができた」が約4割、「設備投資の時期を早めることができた」が約3割との回答があった。また、同アンケートにおいて、被災経験のある認定事業者に減災効果を伺ったところ、「税制活用事業者」は「税制未活用事業者」と比べて、被災した際に被害を「ほぼ抑制できた」、「ある程度は抑制することができた」と回答した割合の合計が約4割高かったことから、目標の実現において本税制が有効な手段だったことが分かる」との説明では、直接的効果に関して定量的に示されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 中小企業の被害額は、発生する自然災害等の種類、規模により様々であり、一様に効</p>
--

<p>果を予測することはできない。</p> <p>他方、令和元年7月～令和4年3月末の間に約40,000件の事業継続力強化計画の認定を行っており、1年度毎に約15,000件の事業者が本計画を取得することが推計される。</p> <p>税制の適用件数については、令和元年度～令和3年度において認定事業者のうち、中小企業防災・減災投資促進税制の活用予定者は約2%（約700者/約40,000者）であることを考慮すると、令和4年度には300件が活用することを予測することができる。</p> <p>更に、令和5年度、令和6年度においては令和4年度の推計値に、対象拡充による適用件数75件（ヒアリングにより推計）を加え、375件と予測することができる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、将来の効果（令和5年度及び6年度の事業継続力強化計画の認定数）について、「令和4年度の推計値に、対象拡充による適用件数75件（ヒアリングにより推計）を加え、375件と予測することができる」との説明では、「ヒアリングにより推計」の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、達成目標に対する将来の効果について、予測される将来の適用数300件（令和4年度）、375件（5年度及び6年度）が過去の実績26件（令和2年度）とかい離しているにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 本税制は特別償却の適用を可能としており、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。本税制は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。</p> <p>計画の認定に係る他の支援策として、ものづくり補助金の加算措置においては、あくまで防災減災に係る措置ではなく、計画策定に係るインセンティブとして措置しているところ。</p> <p>金融支援（日本政策金融公庫による資金繰り支援、信用保証枠の拡大）においては、設備投資の前段階である資金調達を支援するものであるから、本税制と措置とはインセンティブが異なっている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

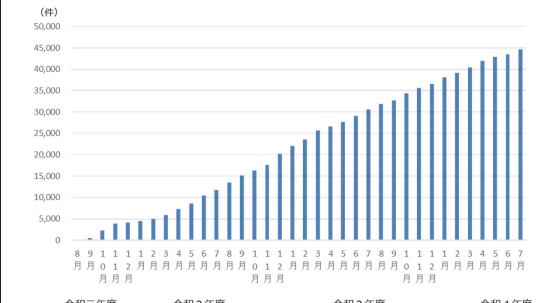
点検項目(1)、(3)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	特定事業継続力強化設備等の特別償却(中小企業防災・減災投資促進税制)の拡充及び延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税:義(国税 29) 法人住民税、法人事業税:義(自動連動)
		②: 上記以外の税目 所得税:外(国税 29)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受け、事業継続力強化設備等としてその認定計画に記載された一定の設備を取得等した場合に、取得価額の20%(令和5年4月1日以降に取得等をする場合は18%)の特別償却が適用できる。
		《要望の内容》 防災・減災のための設備投資に対する特別償却の対象設備として耐震装置を追加するとともに、適用期限を2年間延長する。
		《関係条項》 所得税 租税特別措置法第11条の3 租税特別措置法施行令第6条の2
		法人税 租税特別措置法第44条の2 租税特別措置法施行令第28条の5
5	担当部局	経済産業省中小企業庁事業環境部企画課経営安定対策室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和4年8月 分析対象期間:令和元年度～令和6年度
7	創設年度及び改正経緯	《令和元年度改正》 中小企業防災・減災投資促進税制を創設 (適用期限は令和2年度末まで)
		《令和3年度改正》 中小企業防災・減災投資促進税制を拡充・延長 (設備のかさ上げに用いる架台や、停電時の電力供給装置や感染症対策設備を追加)
8	適用又は延長期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年間)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業が、自然災害等発生時において事業継続を図る能力を強化するために行う、事前対策の促進。

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>中小企業等経営強化法第66条(中小企業者の事業継続力強化に資するための措置)では、「国、地方公共団体、親事業者、政府関係金融機関、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他の者は、基本方針を勘案し、中小企業者の事業継続力強化に資するため、中小企業者の行う事業継続力強化に資する助言、研修、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」とされている。</p> <p>(以下参考)</p> <p>・中小企業等経営強化法第2条第15項(定義)</p> <p>この法律において、「事業継続力強化」とは、事業者が、自然災害又は通信その他の事業活動の基盤における重大な障害(以下「自然災害等」という。)の発生が事業活動に与える影響を踏まえて、自然災害等が発生した場合における対応手順の決定、当該影響の軽減に資する設備の導入、損害保険契約の締結、関係者との連携及び協力その他の事業活動に対する当該影響の軽減及び事業活動の継続に資する対策を事前に講ずるとともに、必要な組織の整備、訓練の実施その他の当該対策の実行性を確保するための取組を行うことにより、自然災害等が発生した場合における事業活動を継続する能力の強化を図ることをいう。</p> <p>・中小企業等経営強化法第3条(基本方針)</p> <p>主務大臣は、中小企業等の経営強化に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。</p> <p>第2項 四 中小企業の事業継続力強化に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 単独で行う事業継続力強化の内容に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 自然災害等が発生した場合における対応手順</p> <p>(2) 事業継続力強化に資する設備、機器及び装置</p> <p>(3) 事業活動を継続するための資金の調達手段</p> <p>(4) 親事業者(下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第四百四十五号)第二条第二項に規定する親事業者をいう。以下同じ。)、政府関係金融機関その他の者による事業継続力強化に係る協力</p> <p>(5) 事業継続力強化の実効性を確保するための取組</p> <p>(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、事業継続力強化に資する対策及び取組</p> <p>ロ 連携して行う事業継続力強化(以下「連携事業継続力強化」という。)の内容に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 連携事業継続力強化における連携の態様</p> <p>(2) 連携事業継続力強化に資する設備、機器及び装置</p> <p>(3) 地方公共団体、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他の者による連携事業継続力強化に係る協力</p> <p>(4) 連携事業継続力強化の実効性を確保するための取組</p> <p>ハ 事業継続力強化の促進に当たって配慮すべき事項</p>
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展

	<p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業が、自然災害等の発生時における事業継続を図る能力を強化し、防災・減災効果を獲得すること。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制により、事業者は償却費用の前倒しといったメリットを享受できるため、より積極的な防災・減災対策への設備投資を行うためのインセンティブとなる。 計画認定事業者にアンケートを実施したところ、税制活用事業者は税制未活用事業者に比べて、被災した際に「被害を抑制できた」と回答した割合が高かった。 今後も自然災害が頻発する可能性が考えられることから、本税制の活用を促進することが重要。</p>																																									
<p>10 有効性等</p>	<p>①: 適用数 (単位: 件)</p> <table border="1" data-bbox="427 563 981 778"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>7</td> <td>26</td> <td>157</td> <td>300</td> <td>375</td> <td>375</td> </tr> </tbody> </table> <p>(令和元年度、令和2年度は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より計算。令和3年度以降は令和元年7月から令和4年7月における「経済産業局の事業継続力強化計画の認定状況の報告」より推計。)</p>		令和1	2	3	4	5	6	適用件数	7	26	157	300	375	375																												
	令和1	2	3	4	5	6																																					
適用件数	7	26	157	300	375	375																																					
	<p>②: 適用額 (単位: 百万円)</p> <table border="1" data-bbox="427 778 981 986"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>7.9</td> <td>106.8</td> <td>846.8</td> <td>1,050.0</td> <td>1,190.5</td> <td>1,190.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(令和元年度、令和2年度は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より計算。令和3年度以降は令和元年7月から令和4年7月における「経済産業局の事業継続力強化計画の認定状況の報告」より推計。)</p>		令和1	2	3	4	5	6	適用額	7.9	106.8	846.8	1,050.0	1,190.5	1,190.5																												
	令和1	2	3	4	5	6																																					
適用額	7.9	106.8	846.8	1,050.0	1,190.5	1,190.5																																					
	<p>③: 減収額 (単位: 百万円)</p> <table border="1" data-bbox="427 986 981 1161"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>0.32</td> <td>4.45</td> <td>35.31</td> <td>43.78</td> <td>49.65</td> <td>49.65</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="427 1161 981 1257"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0.04</td> <td>0.31</td> <td>2.47</td> <td>3.06</td> <td>3.47</td> <td>3.47</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="427 1257 981 1393"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人事業税</td> <td>0.74</td> <td>10.23</td> <td>81.19</td> <td>100.69</td> <td>114.18</td> <td>114.18</td> </tr> </tbody> </table> <p>(令和元年度、令和2年度は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より計算。令和3年度以降は令和元年7月から令和4年7月における「経済産業局の事業継続力強化計画の認定状況の報告」より推計。)</p>		令和1	2	3	4	5	6	法人税	0.32	4.45	35.31	43.78	49.65	49.65		令和1	2	3	4	5	6	法人住民税	0.04	0.31	2.47	3.06	3.47	3.47		令和1	2	3	4	5	6	法人事業税	0.74	10.23	81.19	100.69	114.18	114.18
	令和1	2	3	4	5	6																																					
法人税	0.32	4.45	35.31	43.78	49.65	49.65																																					
	令和1	2	3	4	5	6																																					
法人住民税	0.04	0.31	2.47	3.06	3.47	3.47																																					
	令和1	2	3	4	5	6																																					
法人事業税	0.74	10.23	81.19	100.69	114.18	114.18																																					

<p>④: 効果</p>	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 中小企業強靱化法の施行(令和元年7月)以降、令和4年7月末までに40,000件を超える事業継続力強化計画を認定しており、中小企業の防災・減災にかかる取組は着実に進んでいる。 更に、より防災・減災の効果の高い、防災・減災設備投資を通じた実効性のある事業継続力強化計画の認定数も増加傾向にあることから、中小企業の防災・減災のための設備投資の機運が高まっている。</p> <p>【事業継続力強化計画の認定状況】</p>  <p>(令和元年7月から令和4年7月における「経済産業局の事業継続力強化計画の認定状況の報告」をもとに中小企業庁が作成)</p> <p>【本税制を活用した防災・減災設備投資の状況】 本税制を活用した設備投資額は、令和元年9月から令和2年3月(7ヶ月間)は約7,925千円、令和2年度は約106,859千円となっており、中小企業の防災・減災関連の設備投資は着実に増加している。更に令和3年度においては約846,843千円の設備投資を実施している。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本税制を措置することにより、事業者は設備投資をした初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収等のメリットを享受できるため、より積極的な防災・減災対策への設備投資を行うためのインセンティブとなる。 税制活用事業者にアンケートを実施したところ、本税制があることによって「設備投資額を増やすことができた」、「設備投資の時期を早めることができた」と約7割の企業が回答。併せて、税制活用事業者は税制未活用事業者に比べて、被災した際に「被害を抑制できた」と回答した割合が高かった。 本税制が防災・減災設備への企業の投資判断を後押しし、導入した防災・減災設備によって災害時に被害を抑制している。</p>
<p>⑤: 税収減を是認する理由等</p>	<p>本税制により、事業者は償却費用の前倒しといったメリットを享受できるため、より積極的な防災・減災対策への設備投資を行うためのインセンティブとなる。 税制活用事業者にアンケートを実施したところ、税制効果があること</p>

			<p>によって「設備投資額を増やすことができた」、「設備投資の時期を早めることができた」と約7割の企業が回答(令和4年度中小企業庁アンケートより)。本税制が防災・減災設備への企業の投資判断を後押ししている。</p> <p>今後も自然災害が継続して発生する可能性が見込まれることから、本税制を活用した企業が災害時にも事業を継続し、サプライチェーンの維持に資することが重要。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本税制では、中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業における、実効性の高い防災・減災対策の実践のための設備投資を後押しするため、防災・減災に直接的に機能を有する設備(機械装置、器具備品、建物附属設備)を取得する場合に適用を可能としている。</p> <p>本税制を措置することにより、事業者は設備投資をした初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収等のメリットを享受でき、計画取得に係るインセンティブとして中小企業の実効性のある事前対策を促進できる。</p> <p>中小企業が行う自然災害等への事前対策の強化は、喫緊の課題である点を踏まえ、サプライチェーンの強靱化のために、本税制の対象設備として耐震装置を追加するとともに、適用期限を延長することで、より中小企業の実効性のある事前対策を促進することが可能。</p> <p>計画の認定に係る他の支援策として、ものづくり補助金の加算措置があるが、本補助金においては防災・減災設備を対象としておらず、あくまで計画策定に係るインセンティブとして措置している。</p> <p>また、他の支援策として金融支援(日本政策金融公庫による資金繰り支援、信用保証枠の拡大)を措置しているが、対象を設備資金に限定しておらず、運転資金を含む事業継続力強化計画の実施に必要な資金を貸付対象としている。</p> <p>本税制を活用し、中小企業の防災・減災設備投資を促進し、自然災害等発生時においても中小企業が事業を継続することにより、サプライチェーンの途絶や地域経済の停滞を防ぐことが可能となる。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和2年9月(R2 経産06)

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長
税目	法人税、法人住民税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（官民合わせた研究開発投資の総額を2021年度より2025年度までに約120兆円にする。以下同じ。）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>② 所期の達成目標（次期「科学技術・イノベーション基本計画」改定作業において精査中。以下同じ。）から新たな達成目標へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 官民合わせた研究開発投資の総額を2021年度より2025年度までに約120兆円にすることとしており、当該目標を達成する時期については2025年度と考えている。</p> <p>② 精査中であった「科学技術・イノベーション基本計画」が、令和3年3月26日付けで閣議決定されたことに伴い、本計画の中に記載されている目標を本税制の目標として設定するに至った。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（令和3年度）の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）について、「令和3年度経産省アンケート調査」の集計結果を元に、「租税特別措置の適用実態調査（財務省）」の数字で割り戻した数値で補正し算出している」と説明されているが、貴省において何らの計算（推計）も行われていないのが明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 別紙について添付する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（令和4年度）について、「令和4年度は、「令和3年度経産省アンケート調査」の集計結果を元に、「租税特別措置の適用実態調査（財務省）」の数字で割り戻した数値で補正し算出している」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 別紙について添付する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（令和3年度）について、「令和3年度経産省アンケート調査」の集計結果を元に、「租税特別措置の適用実態調査（財務省）」の数字で割り戻した数値で補正し算出している」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 別紙について添付する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（令和5年度及び6年度の法人住民税）が年度ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（令和4年度から6年度まで）について、「令和3年度経産省アンケート調査」の集計結果を元に、「租税特別措置の適用実態調査（財務省）」の数字で割り戻した数値で補正し算出している」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① ご指摘を踏まえ、評価書に追記。</p> <p>② 別紙について添付する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の達成目標に対する過去の効果（令和3年度）が把握されていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>② 所期の達成目標に対する過去の効果について、「研究主体別研究費の推移」と説明されているが、その算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 所期の達成目標に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>④ 所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 下記③に記載</p> <p>② ご指摘を踏まえ、評価書に出典を追記。</p> <p>③ 一般型及び中小企業基盤技術強化税制における民間企業の研究開発投資の誘発効果及び経済成長の押し上げ効果について、2020年度に実施した委託事業において分析を行った。この際、Kasahara et al. (2014) にて示された研究開発投資額の研究開発税制弾性値(1.158)を用いた。その結果、2018年度における研究開発投資額の押し上げ効果が約6800億円、実質GDPの押し上げ効果が約8805億円あるという推計結果が得られた。</p> <p><参考> 令和2年度戦略的基盤技術高度化・連携支援事業（研究開発税制等の利用状況及び経済波及効果に関する調査）<報告書></p> <p>(https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2020FY/000412.pdf)</p>

【減収額・適用事業者数の推計の考え方】

<p>なお、「民間企業全体の過去5年間の研究開発投資額と研究開発税制を利用している企業の過去5年間の研究開発投資額を比較して効果を分析する」とこととした。その結果、研究開発税制を利用している企業の方が研究開発投資額を増加させている傾向があるという結果が得られた（別添資料参照）。</p> <p>④ 達成しようとする目標を「官民合わせた研究開発投資の総額を2021年度より2025年度までに約120兆円にする」としているが、最新の「科学技術研究調査」においても2020年度までの数値しか公表されていないことから、目標の達成状況については、今後把握していく。</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③・④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標に対する将来の効果について、「企業におけるイノベーションに繋がる中長期・革新的な研究開発への積極的な投資やイノベーション経営に向けた企業の意識・行動改革を最大限後押しすること」と説明されているが、定量的に予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 「科学技術・イノベーション基本計画」においては、5年間で政府の研究開発投資額30兆円、官民合わせた研究開発投資額120兆円という目標が定められている。仮に、政府の研究開発投資額が目標の30兆円となった場合、官民合わせた研究開発投資額120兆円の達成に必要な民間の研究開発投資額は90兆円となる。さらに、これを2021年度から2025年度までの5年間で達成するとすると、年率約12%程度のペースで研究開発投資額を増やしていく必要があると思われる。</p> <p>なお、目標は、官民合わせた研究開発投資額120兆円であるため、今後の官による研究開発投資額の増減によって、民間のみで達成すべき目標が変更し得る点について留意する必要がある。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

◇一般型 減収見込額・適用見込事業者数について

【適用見込事業者数】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、令和2年度の総額型の活用事業者数は3,504法人。経産省アンケートで得られた令和2年度の総額型の活用事業者数は185法人であり、カバー率は約5.3%。
(カバー率：185法人÷3,504法人=5.3%)
2. 当該カバー率で、経産省アンケートで得られた令和3年度の一般型の活用予定事業者数196法人を割り戻して得られた数3,698法人を、現行制度の令和3年度における一般型の適用見込事業者数とし、令和4～6年度における適用見込み事業者数については、現時点において増減させる要素が明確でないことから、令和3年度推計値と同数とした。
(196法人÷5.3%=3,698法人)

【減収見込額】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、令和2年度の一般型の活用実績は473,720百万円（3,504法人）。
2. 令和2年度の一般型の1件あたりの平均金額は、135.19百万円。
(平均額：473,720百万円÷3,504法人=135.19百万円)
3. 上記【適用見込事業者数】の令和3年度の適用見込事業者数（3,698法人）に1件あたりの平均金額を掛け合わせた499,933百万円を、令和3年度における一般型の減収見込額とした。令和4～6年度における減収見込額については、現時点において増減させる要素が明確でないことから同数とした。
(3,698法人×135.19百万円=499,933百万円)
4. なお、令和5年度税制改正（一般型のインセンティブ強化等）に伴う減収額は精査中。

◇中小企業技術基盤強化税制 減収見込額・適用見込事業者数について

◇オープンイノベーション型 減収見込額・適用見込事業者数について

【適用見込事業者数】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、令和2年度の中小企業技術基盤強化税制の活用事業者数は5,164法人。経産省アンケートで得られた令和2年度の中小企業技術基盤強化税制の活用事業者数は90法人であり、カバー率は1.74%。
(カバー率：90法人÷5,164法人=1.74%)
2. 当該カバー率(1.74%)で、経産省アンケートで得られた令和3年度の中小企業技術基盤強化税制の活用予定事業者数の106件を割り戻して得られた数6,091法人を、現行制度の令和3年度における中小企業技術基盤強化税制の適用見込み事業者数とし、令和4～6年度における適用見込み事業者数については、現時点において増減させる要素が明確でないことから、令和3年度推計値と同数とした。
(106法人÷1.74%=6,091法人)。

【減収見込額】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、令和2年度の中小企業技術基盤強化税制の活用実績は20,766百万円(5,164法人)。
2. 令和2年度の中小企業技術基盤強化税制の1件あたりの平均金額は、4.02百万円。
(平均額：20,766百万円÷5,164法人=4.02百万円)
3. 上記【適用見込事業者数】の令和3年度の適用見込事業者数(6,091法人)に1件あたりの平均金額を掛け合わせた24,486百万円を、令和3年度における中小企業技術基盤強化税制の減収見込額とした。令和4～6年度における減収見込額については、現時点において増減させる要素が明確でないことから同数とした。
(6,091法人×4.02百万円=24,486百万円)

【適用見込事業者数】

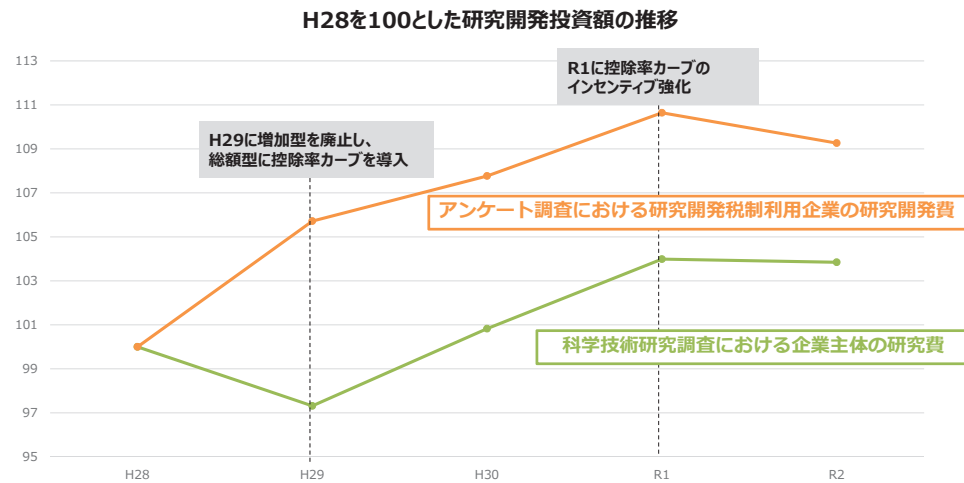
1. 租税特別措置の適用実態調査によると、令和2年度のオープンイノベーション型の活用事業者数は562法人。経産省アンケートで得られた令和2年度のオープンイノベーション型の活用事業者数は64法人であり、カバー率は約11.4%。
(カバー率：64法人÷562法人=11.4%)
2. 当該カバー率で、経産省アンケートで得られた令和3年度のオープンイノベーション型の活用予定事業者数79法人を割り戻して得られた数692法人を、令和3年度におけるオープンイノベーション型の適用見込事業者数とし、令和4～6年度における適用見込み事業者数については、現時点において増減させる要素が明確でないことから、令和3年度推計値と同数とした。
(79法人÷11.4%=692法人)

【減収見込額】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、令和2年度のオープンイノベーション型の活用実績は10,768百万円(562法人)。
2. 令和2年度のオープンイノベーション型の1件あたりの平均金額は、19.16百万円。
(平均額：10,768百万円÷562法人=19.16百万円)
3. 上記【適用見込事業者数】の令和3年度の適用見込事業者数(692法人)に1件あたりの平均金額を掛け合わせた13,259百万円を、令和3年度におけるオープンイノベーション型の減収見込額とした。令和4～6年度における減収見込額については、現時点において増減させる要素が明確でないことから同数とした。
(692法人×19.16百万円=13,259百万円)
4. なお、令和5年度税制改正(スタートアップ企業の定義見直し等)に伴う減収額は精査中。

確認表（租税特別措置等に係る政策評価）
（6）過去の効果 補足説明 別添①

- 研究開発税制を利用している企業（※）と民間企業全体の過去の5年間の研究開発投資額を比較。
- 研究開発税制を利用している企業の方が研究開発投資額が伸びている。



※経産省実施の「研究開発税制の利用実態等に関するアンケート」において、H28-R2まで「研究開発税制を利用している」と回答した企業を対象（欠損値のある企業を除く）
出典：総務省「科学技術研究調査」及びSPEEDAより作成

確認表（租税特別措置等に係る政策評価）
（6）過去の効果 補足説明 別添②

年度	税制利用企業（※）の研究開発費		科学技術調査における企業主体の研究費	
	金額（億円）	対H28年度比	金額（億円）	対H28年度比
H28	56,232	100.0	136,857	100.0
H29	59,447	105.7	133,183	97.3
H30	60,601	107.8	137,989	100.8
R1	62,216	110.6	142,316	104.0
R2	61,441	109.3	142,121	104.6

※経産省実施の「研究開発税制の利用実態等に関するアンケート」において、H28-R2まで「研究開発税制を利用している」と回答した企業を対象（欠損値のある企業を除く）
出典：総務省「科学技術研究調査」及びSPEEDAより作成

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長
2	対象税目	(法人税：義、所得税：外) (国税 31) (法人住民税：義) (地方税 29)
	①: 政策評価の対象税目	
	②: 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【 <u>単独</u> ・ <u>主管</u> ・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>所得の計算上損金の額に算入される試験研究費の額がある場合、その事業年度の法人税額（国税）から、試験研究費の額に税額控除割合を乗じて計算した金額を控除することを認める制度。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>我が国の国際競争力を支える民間研究開発の維持・拡大を図るため、イノベーションに繋がる中長期・革新的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。</p> <p>具体的には、企業が研究開発投資を増加させるインセンティブの更なる向上を図るため、投資インセンティブが効果的に働くよう見直しを行うとともに、オープンイノベーションの促進を図るための制度の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一般型のインセンティブを強化 ○オープンイノベーション型におけるスタートアップ企業の定義の見直し及び控除率の引上げ ○サービス開発の要件の見直し ○一般型の控除率の上乗せ措置の適用期限の延長（2年間延長（令和6年度末まで）） ○試験研究費の額が平均売上金額の10%超の場合の上乗せ措置の適用期限の延長（2年間延長（令和6年度末まで）） ○中小企業者等について、試験研究費が9.4%超増加した場合の上乗せ措置の適用期限を延長（2年間延長（令和6年度末まで）） ○オープンイノベーション型の共同試験研究及び委託試験研究先として、特別研究機関等に福島国際研究教育機構を追加するとともに、成果活用促進事業者及び新事業開拓における研究開発の成果を活用する事業者と同機構から出資を受ける者を追加 等 <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条、第42条の4</p>
5	担当部局	経済産業省産業技術環境局技術振興・大学連携推進課

6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和4年8月 分析対象期間：令和2年度～令和6年度
7	創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・増加型：昭和42年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制：昭和60年度創設 ・特別試験研究費税額控除制度：平成5年度創設 ・総額型：平成15年度創設 ・高水準型：平成20年度創設 ・平成26年度税制改正にて、上乗せ措置（増加型及び高水準型）を3年間延長するとともに、増加型の控除率を定率5%から5～30%（試験研究費の増加率に応じて控除率が変化する仕組み）に変更 ・平成27年度税制改正にて、控除上限を法人税額の30%に引上げる（総額型25%、特別試験研究費税額控除制度（オープンイノベーション型）5%（ともに適用期限の定めなし））とともに、オープンイノベーション型の控除率（12%から20%又は30%）及び対象費用（中小企業からの知財権の使用料）を拡充し、繰越控除制度を廃止。 ・平成29年度改正にて、増加型を廃止した上で、総額型に増加インセンティブを組み込み、高水準型を延長しつつ、売上高試験研究費割合が10%超の場合や中小企業者等の試験研究費が5%超増加した場合に控除上限を上乗せできる措置を導入。加えて、試験研究費の定義を見直し（第4次産業革命型のサービスの開発を追加）、特別試験研究費税額控除制度の要件を緩和。 ・令和元年度改正にて、特別試験研究費税額控除制度の控除上限を法人税額の5%から10%に引き上げるとともに、支援対象を拡大し、一部控除率を引上げ。総額型の控除率を見直し、増加インセンティブを強化。高水準型を廃止し、試験研究費割合が10%超の場合の控除率上乗せ措置を創設（令和2年度末まで）。ベンチャー企業が総額型を利用する場合の控除上限の引上げ。控除率及び控除上限の上乗せ措置を2年間延長（令和2年度末まで） ・令和3年度改正にて、一般型（総額型から改名）の控除上限を25%から30%に引き上げるとともに、一般型の控除率を見直し増加インセンティブを強化。自社利用ソフトウェアに区分されるソフトウェアに関する試験研究費を税額控除対象に追加。特別試験研究費における共同研究の相手方に国立研究法人の外部化法人及び人文系の研究機関を追加。控除率及び控除上限の上乗せ措置を2年間延長（令和4年度末まで）
8	適用又は延長期間	<ul style="list-style-type: none"> ○一般型のインセンティブを強化 ○オープンイノベーション型におけるスタートアップ企業の定義の見直し及び控除率の引上げ ○サービス開発の要件の見直し ○オープンイノベーション型の共同試験研究及び委託試験研究先として、特別研究機関等に福島国際研究教育機構を追加するとともに、成果活用促進事業者及び新事業開拓における研究開発の成果を活用する事業者と同機構から出資を受ける者を追加

		<p>(以上、適用期限の定めなし)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一般型の控除率の上乗措置の適用期限の延長 ○試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合の上乗せ措置 ○中小企業者等について、試験研究費が9.4%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組み <p>(以上、令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年間))</p>
9	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の研究開発投資総額(令和2年度:19.2兆円)の約7割(同:13.8兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーション創出に繋がる中長期・革新的な研究開発等を促し、我が国の成長力・国際競争力を強化する。あわせて、自律的なイノベーションエコシステムを構築する。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○科学技術・イノベーション基本計画[令和3年3月26日閣議決定] 第3章 科学技術・イノベーション政策の推進体制の強化 1. 知と価値の創出のための資金循環の活性化 (b) あるべき姿とその実現に向けた方向性 【科学技術・イノベーション政策において目指す主要な数値目標】(主要指標) ・2021年度より2025年度までの、政府研究開発投資の総額の規模:約30兆円 ・2021年度より2025年度までの、官民合わせた研究開発投資の総額:約120兆円(政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案)</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針2022(骨太の方針)[令和4年6月7日閣議決定] 第2章 新しい資本主義に向けた改革 1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野 (2) 科学技術・イノベーションへの投資 ～略～研究開発投資を増加する企業に対しては、インセンティブを付与していく。～略～</p> <p>(3) スタートアップ(新規創業)への投資 ～略～ベンチャーキャピタルとも連携した支援の拡充や創業ベンチャーへの支援の強化を行うほか、革新技術の研究開発とスタートアップ創出を行う拠点づくりを海外の大学等とも連携し、民間資金を基盤として運営される形で進める。～略～</p> <p>○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画[令和4年6月7日閣議決定] Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資 2. 科学技術・イノベーションへの重点的投資 ～略～民間の現預金を活用した研究開発投資に対するインセンティブを強化する。具体的には、オープンイノベーションを更に加速し、研究開発投資全体を押し上げられるよう、民間企業の研究開発投資を促進するための税制の在り方について検討を進める。 ～略～ その上で、研究開発投資を増加する企業に対しては、インセンティブを付与していく。</p>

		<p>3. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進 (2) 付加価値創造とオープンイノベーション</p> <p>②既存企業のオープンイノベーションの推進のための税制等の在り方やルールの見直し ～略～スタートアップに投資し、さらに買収することが、スタートアップの出口戦略としても、既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても重要である。このため、オープンイノベーションを促進するため、税制等の在り方をこれまでの効果も勘案し再検証する。</p> <p>○激変する世界・日本における今後の中小企業政策の方向性—成長に向けた自己変革に挑戦し、地域を支える中小企業が「成長と分配の好循環」をリードする—[令和4年6月22日中小企業政策審議会 総会] 第4章 (略)世界や日本が構造変化に直面する中、日本経済全体のパフォーマンスを向上させ、「成長と分配の好循環」を実現する上でも、また、新たな価値観や地政学リスクに対応するサプライチェーンを構築する上でも、中小企業・小規模事業者が本来持つ強み(分厚い構造、イノベーションに適した特性等)を発揮し、成長・生産性向上を目指していくことが重要である。 (略)こうした企業が成長志向に変革していき、一者でも多くの中小企業・小規模事業者が成長志向になることを目指して、政策支援を展開していきたい。</p>
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	3. 産業技術・環境対策の促進並びに産業標準の整備及び普及
	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 官民合わせた研究開発投資の総額を2021年度より2025年度までに約120兆円にする。 (政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。 なお、研究論文(Kasahara et al. (2014))によれば、研究開発税制(総額型)の導入により、研究開発投資が3.0～3.4%増加した。 また、経済産業省と連携した上で、経済産業研究所がEBPMの一環として行った研究のディスカッションペーパー(池内(2022))によれば、2015年度の税制改正におけるオープンイノベーション型の拡充により、平均で14.4%の外部支出研究開発投資の増加に寄与したことが示されている。</p>

10	有効性等	① 適用数	<p>○適用事業者（法人）数実績（うち、資本金1億円以下の法人分）</p> <p><一般型> 令和2年度 3,504 法人（1,024 法人） 令和3年度 3,698 法人（3,687 法人）（見込み） 令和4年度 3,698 法人（3,687 法人）（見込み）</p> <p><中小企業技術基盤強化税制> 令和2年度 5,164 法人（5,148 法人） 令和3年度 6,091 法人（6,072 法人）（見込み） 令和4年度 6,091 法人（6,072 法人）（見込み）</p> <p><オープンイノベーション型> 令和2年度 562 法人（281 法人） 令和3年度 692 法人（346 法人）（見込み） 令和4年度 692 法人（346 法人）（見込み）</p> <p>※令和2年度は「租税特別措置の適用実態調査（財務省）」により把握。 ※令和3年度、令和4年度は、「令和3年度経産省アンケート調査」の集計結果を元に、「租税特別措置の適用実態調査（財務省）」の数字で割り戻した数値で補正し算出している。</p> <p>○将来推計 <令和5年度> ・一般型 3,698 法人／事業年度 ・中小企業技術基盤強化税制 6,091 法人／事業年度 ・オープンイノベーション型 692 法人／事業年度</p> <p><令和6年度> ・一般型 3,698 法人／事業年度 ・中小企業技術基盤強化税制 6,091 法人／事業年度 ・オープンイノベーション型 692 法人／事業年度</p> <p>※適用件数については、現時点において増減させる要素が明確でないことから、令和5年度、令和6年度は、令和4年度推計値と同数とした。</p> <p>○業種別適用件数（実績） 業種別に適用件数をみると、一般型、中小企業技術基盤強化税制、オープンイノベーション型いずれも下記のとおり幅広い業種の企業で適用されている。</p> <p>○令和2年度一般型適用件数</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>業種名</th> <th>適用企業数</th> <th>（うち資本金1億円以下の法人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総計</td> <td style="text-align: center;">3,504</td> <td style="text-align: center;">1,024</td> </tr> </tbody> </table>	業種名	適用企業数	（うち資本金1億円以下の法人）	総計	3,504	1,024
業種名	適用企業数	（うち資本金1億円以下の法人）							
総計	3,504	1,024							

	製造業	2,360	614
	化学工業	473	98
	機械製造業	286	75
	電気機械	260	68
	食料品	235	61
	輸送用機械	150	23
	金属製品	166	53
	その他製造業	790	236
	サービス業	429	169
	卸売業	319	123
	その他	396	118
（出典：租税特別措置の適用実態調査（財務省））			
○令和2年度中小企業技術基盤強化税制適用件数			
	業種名	適用企業数	（うち資本金1億円以下の法人）
	総計	5,164	5,148
	製造業	3,160	3,158
	化学工業	394	394
	機械製造業	442	442
	電気機械	396	396
	食料品	283	282
	輸送用機械	107	107
	金属製品	377	377
	その他製造業	1,161	1,160
	サービス業	730	728
	卸売業	787	782
	その他	487	480
（出典：租税特別措置の適用実態調査（財務省））			
○令和2年度オープンイノベーション型適用件数			
	業種名	適用企業数	（うち資本金1億円以下の法人）
	総計	562	281
	製造業	333	142
	化学工業	91	33
	機械製造業	30	12
	電気機械	39	17
	食料品	34	15
	輸送用機械	14	2
	金属製品	17	15
	その他製造業	108	48

	サービス業	94	67
	卸売業	50	34
	その他	85	38
	(出典：租税特別措置の適用実態調査(財務省))		
	<p>※試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除については、制度の対象の大半が法人であり、所得税の活用については、国税庁による申告所得税標本調査 第10表 租税特別措置法関連項目によると、令和2年度の適用は8人(適用金額23百万円)となっている。それ以前の平成30・令和元年度の本税制の利用動向に大きな変化が生じていないことを踏まえると、個人の活用状況は極めて僅少であることが見込まれる。</p>		
②: 適用額	<p>【国税】 ○減収額実績 <一般型> 令和2年度 4,737億円(132億円) 令和3年度 4,999億円(504億円)(見込み) 令和4年度 4,999億円(504億円)(見込み)</p> <p><中小企業技術基盤強化税制> 令和2年度 208億円(206億円) 令和3年度 245億円(243億円)(見込み) 令和4年度 245億円(243億円)(見込み)</p> <p><オープンイノベーション型> 令和2年度 108億円(4.5億円) 令和3年度 133億円(5.5億円)(見込み) 令和4年度 133億円(5.5億円)(見込み)</p> <p>○将来推計 <令和5年度> ・一般型 4,999億円 ・中小企業技術基盤強化税制 245億円 ・オープンイノベーション型 133億円</p> <p><令和6年度> ・一般型 4,999億円 ・中小企業技術基盤強化税制 245億円 ・オープンイノベーション型 133億円</p> <p>※令和2年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。 ※令和3年度、令和4年度及び将来推計は、「令和3年度経産省アンケート調査」の集計結果を元に、「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の数字で割り戻した数値で補正し算出している。</p> <p>【地方税】 ○減収額実績</p>		

	<中小企業技術基盤強化税制> 令和2年度 17億円 令和3年度 17億円(見込み) 令和4年度 17億円(見込み)	
	<オープンイノベーション型> 令和2年度 0.36億円 令和3年度 0.39億円(見込み) 令和4年度 0.39億円(見込み)	
	(出典：総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」)	
	○将来推計 <令和5年度> ・中小企業技術基盤強化税制 17億円 ・オープンイノベーション型 0.39億円	
	<令和6年度> ・中小企業技術基盤強化税制 17億円 ・オープンイノベーション型 0.39億円	
	※国税における適用額の推計のうち、資本金1億円以下の法人分の推計額に法人住民税率(7.0%)を乗じた数を計上した。	
	○業種別適用金額(実績) 業種別の適用金額では、一般型(輸送用機械)及びオープンイノベーション型(化学工業)の割合が高くなっている。 一般型については、輸送用機械が全産業の研究開発費に占める割合が19.5%と非常に高いことから、積極的に研究開発投資を行っていると考えられる。また、オープンイノベーション型については、全産業の研究開発費に占める化学工業の割合が55.4%と非常に高く、オープンイノベーションを積極的に行っているものと考えられる。	
	○令和2年度一般型適用金額 (単位：百万円)	
	業種名	適用金額 (うち資本金1億円以下の法人)
	総計	473,720 13,230
	製造業	378,419 9,086
	化学工業	85,850 3,041
	機械製造業	32,069 491
	電気機械	68,092 721
	食料品	16,083 741
	輸送用機械	92,594 165
	金属製品	3,942 338

その他製造業	79,788	3,589
サービス業	14,511	1,599
卸売業	25,140	1,328
その他	55,650	1,217
(出典：租税特別措置の適用実態調査(財務省))		
○令和2年度中小企業技術基盤強化税制適用金額(単位：百万円)		
業種名	適用金額	(うち資本金1億円以下の法人)
総計	20,766	20,620
製造業	14,963	14,959
化学工業	3,075	3,075
機械製造業	1,972	1,972
電気機械	1,786	1,786
食料品	1,346	1,342
輸送用機械	426	426
金属製品	1,238	1,238
その他製造業	5,120	5,120
サービス業	1,744	1,737
卸売業	2,765	2,639
その他	1,294	1,285
(出典：租税特別措置の適用実態調査(財務省))		
○令和2年度オープンイノベーション型適用金額(単位：百万円)		
業種名	適用金額	(うち資本金1億円以下の法人)
総計	10,768	449
製造業	9,314	283
化学工業	5,969	189
機械製造業	388	13
電気機械	580	13
食料品	179	17
輸送用機械	582	1
金属製品	18	11
その他製造業	1,597	40
サービス業	296	71
卸売業	367	51

その他	791	44																																			
(出典：租税特別措置の適用実態調査(財務省))																																					
※なお、総務省「科学技術研究調査」令和3年調査結果(令和2年度実績)によれば、民間研究開発投資額(13.8兆円)のうち、製造業の割合は89.9%であり、業種別研究開発投資構成比の上位業種としては、「輸送用機械器具製造業(28.0%)」、「医薬品製造業(9.5%)」、「電子部品・デバイス・電子回路製造業(8.3%)」、「情報通信機械器具製造業(8.3%)」となっているほか、非製造業の割合は10.1%となっている。																																					
③: 減収額	適用額と同じ。																																				
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》我が国の政府研究開発投資は増加したものの、民間投資は減少したことから、研究開発投資の総額は減少している。</p> <p>研究主体別研究費の推移(億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2016年度</th> <th>2017年度</th> <th>2018年度</th> <th>2019年度</th> <th>2020年度</th> <th>前年比(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総額</td> <td>184,326</td> <td>190,504</td> <td>195,260</td> <td>195,757</td> <td>192,365</td> <td>-1.7</td> </tr> <tr> <td>企業</td> <td>133,183</td> <td>137,989</td> <td>142,316</td> <td>142,121</td> <td>138,608</td> <td>-2.4</td> </tr> <tr> <td>非営利団体・公共機関</td> <td>151,102</td> <td>16,097</td> <td>16,160</td> <td>16,435</td> <td>16,997</td> <td>3.4</td> </tr> <tr> <td>大学等</td> <td>36,042</td> <td>36,418</td> <td>36,784</td> <td>37,202</td> <td>36,760</td> <td>-1.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：科学技術研究調査(総務省))</p> <p>そのため、「官民合わせて研究開発投資の総額を2021年度より2025年度までに約120兆円」を達成するためには、引き続き本制度において、企業におけるイノベーションに繋がる中長期・革新的な研究開発への積極的な投資やイノベーション経営に向けた企業の意識・行動改革を最大限後押しすることが重要であると考えられる。</p>			2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	前年比(%)	総額	184,326	190,504	195,260	195,757	192,365	-1.7	企業	133,183	137,989	142,316	142,121	138,608	-2.4	非営利団体・公共機関	151,102	16,097	16,160	16,435	16,997	3.4	大学等	36,042	36,418	36,784	37,202	36,760	-1.1
	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	前年比(%)																															
総額	184,326	190,504	195,260	195,757	192,365	-1.7																															
企業	133,183	137,989	142,316	142,121	138,608	-2.4																															
非営利団体・公共機関	151,102	16,097	16,160	16,435	16,997	3.4																															
大学等	36,042	36,418	36,784	37,202	36,760	-1.1																															
⑤: 税収減を是認する理由等	<p>研究論文(Kasahara et al. (2014))によれば、2003年度の税制改正における総額型の導入により、研究開発投資が3.0~3.4%増加したとされている。また、経済産業省と連携した上で、経済産業研究所がEBPMの一環として行った研究のディスカッションペーパー(池内(2022))によれば、2015年度の税制改正におけるオープンイノベーション型の拡充により、平均で14.4%の外部支出研究開発投資の増加に寄与したことが示されている。</p> <p>以上のように、本税制の効果分析は一定程度行われているところであるが、こうした過去の分析等を踏まえつつ、引き続き、本税制の効果分析について検討していく。</p>																																				
11 相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。</p>																																			

		<p>研究開発税制については、平成29年度税制改正において、総額型の仕組みに研究開発投資の増減に応じて支援にメリハリをつける仕組みを導入した。さらに、令和元年度税制改正、令和3年度税制改正のそれぞれにおいて控除率カーブを変更し、更なるメリハリの強化を進めてきたところ。</p> <p>しかしながら、2021年に閣議決定された「科学技術・イノベーション基本計画」において「官民合わせた研究開発投資の総額を2021年度より2025年度までに約120兆円にする」ことが目標として示されており、これを達成するためには、今まで以上のスピードで、研究開発投資を増加させていくことが必要な状況となっており、インセンティブをさらに強化し、民間の研究開発投資を後押ししていく。</p> <p>大企業とスタートアップの委託・共同研究を促すことは、大企業にとっては、新しい技術・アイデアを取り込むことにつながる、新領域への研究開発投資の機会を生み出すことにつながる。また、スタートアップにとっては、大企業の経営資源を活用することで、成長のスピードを加速化することができ、その成長過程で多額の研究開発投資を行うことができる。</p> <p>そのため、大企業のスタートアップとの委託・共同研究を支援するオープンイノベーション型を、より使いやすい制度に見直すことは、我が国の研究開発投資を増やすことに効果的であり、政府目標の達成を目指す上で妥当であると考えられる。</p>
	<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>一般に、研究開発投資を促す政策的な手段としては、税制に加えて、規制緩和、補助金等の予算事業による支援が考えられるため、これらの政策ツールとの税制の役割の違いについて述べる。</p> <p>規制緩和については、規制を理由に現在生まれていない市場を生み出す、または、これまで制限されていた市場を拡大するという効果が期待されるものである。しかし、これらの効果は、主に規制の強い産業領域において有効であり、規制緩和が行われた領域の周辺で影響を及ぼす。そのため、あらゆる分野のイノベーションが期待できる訳ではない。</p> <p>予算事業については、量子、AI、医療、バイオ等の重点分野に対し、国からの資金を呼び水に集中的に民間投資を促すことができるという意味で効果的である。しかし、イノベーションがどのような領域の組み合わせによって生まれるかを事前に予測することは困難であること、研究開発は長期間継続して行うことによって、はじめて成果が生まれるケースも多々あることから、民間企業の自由な発想にもとづく、研究開発を支援することも必要。その意味で、研究開発税制は、研究開発テーマについて、特定のものに限定しておらず、市場原理、民間の創意工夫に基づいて、研究開発投資額を増やした領域に対してのインセンティブが生まれる仕組みとなっている。</p> <p>実際、OECDペーパー（Appelt, S. et al. (2016)）においても、研究開発税制と予算等による直接的な支援措置とは政策目的が異なるとされており、予算等による直接的な支援措置は社会的リターンが大きい特定のプロジェクトを支援するものである一方、研究開発税制は、民間企業にどのような研究開発を行うかの</p>

		<p>選択の余地を残している点で、市場原理に基づく措置であるとされており、上記の考え方も一致する。</p>
	<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>地方税法第23条第1項第4号及び第292条第1項第4号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</p>
<p>12</p>	<p>有識者の見解</p>	<p>—</p>
<p>13</p>	<p>前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>	<p>令和2年9月</p>

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	DX（デジタルトランスフォーメーション）投資促進税制の拡充及び延長		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（我が国事業者によるデジタルトランスフォーメーション(DX)の実現による高い生産性及び十分な需要を確保することにより、高い収益性の実現を図る。具体的には、5年間の計画期を経て措置を適用した事業者において、事業適応計画終了年度におけるROAが2014-2018年平均から1.5%向上すること、同計画の終了年度における売上高伸び率が過去5年度の業種売上高伸び率+5%ポイントとなること。以下同じ。）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 本特例措置における「達成目標」は、5年間の計画期間を通じてその達成を求めるものであり、当該計画期間内にどのような経過をもってその達成に至るかは、それぞれの計画によって異なるため、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度における達成の時期を一律で定めていない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（令和3年度）の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）について、「計画認定ベースの数値を記載している」と説明されているが、貴省において何らの計算（推計）も行われていないのが明らかにされていない。</p> <p>② 過去の適用数（令和3年度）について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに適用数及び算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 経産省のウェブサイトにおいて、事業適応計画認定案件を掲載しており、該年度の認定案件の合計件数を記載しているもの (https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/nintei_dx.html)。</p> <p>② 令和3年度の特別償却及び特別控除の二つの制度ごとの適用数については、適用事業者が税務申告時に選択することとなるため、現時点で把握していない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（令和4年度から6年度まで）の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）について、「令和4年度の見込みについては、令和3年度の実績をもとに、制度施行が同年8月となったことを考慮し、期間を割り戻すことで算出することとし、令和5、6年度の見込みについては、令和4年度と同様としている」と説明されているが、算定根拠</p>

<p>(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない。</p> <p>② 将来の適用数（令和4年度から6年度まで）について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに適用数及び算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 20（令和3年度認定計画数）×12/8月（令和4年度においても令和3年度と同程度の計画を認定すると仮定し、令和3年度の制度施行は同年8月であったことを踏まえ、制度実施期間8か月で割り戻し）+29（令和4年度6月時点までに認定された計画数）×2/27（令和4年度6月時点では、27計画中2計画が2者による共同申請）≒32となる。この数字は認定される計画数の推計であるため、適用数は共同申請の2件も含める必要があるため、結果的に34計画になる。</p> <p>② 令和4年度～令和6年度の税額控除及び特別償却の算出については、税務申告時における事業者の選択に基づき確定するため、制度ごとの適用数の予測が困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人税、法人住民税、法人事業税）が税目ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（令和3年度）について、「79億円」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。</p> <p>③ 過去の減収額（令和3年度）について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに減収額及び算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 法人税、法人住民税、法人事業税（地方税）は、国税である法人税額に連動して額が変わるため、税目ごとの数字は把握することが困難である。</p> <p>② 認定計画について、申請時に事業者から申請のあった申請内容に基づき推計したものであるが、個別の認定計画の内容の詳細については公表していないためお示しすることが困難である。ただし、認定計画の概要については、経済産業省のHPで公表している。 (https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/nintei_dx.html)</p> <p>③ 特別償却及び特別控除のそれぞれの減収額について、そもそも特別償却が、特別控除かは、各事業者の申請時の申告に基づき、計画ベースの投資額を元に算定しているもの。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人税、法人住民税、法人事業税）が税目ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（令和4年度から6年度まで）について、各年度「118億円」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。</p> <p>③ 将来の減収額（令和4年度から6年度まで）について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに減収額及び算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 法人税、法人住民税、法人事業税（地方税）は、国税の法人税額に連動して額が変わるため、税目ごとの数字については厳密な把握が困難。</p> <p>② 79億（令和3年度減収額見込み）×12/8か月（制度実施期間で割り戻し）≒118億円</p>

<p>となる。</p> <p>③ 令和4年度～令和6年度の税額控除及び特別償却の算出については、税務申告時に事業者が選択して確定されることとなるため、それぞれの減収予測が困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の達成目標（我が国事業者によるデジタルトランスフォーメーション(DX)の実現による高い生産性及び十分な需要を確保することにより、高い収益性の実現を図る。以下同じ。）に対する過去の効果について、「事業適応計画認定数は29件（令和4年8月9日時点）、うち13の事業者から各社の適応計画の実施状況報告（令和4年8月9日時点）を受けており、大規模な投資計画の策定・実施を含めてDXの取組が進められている」と説明されているが、定量的に把握されていない。</p> <p>② 所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>①・② 経済産業省のHPにおいて認定計画の内容を公表している (https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/nintei_dx.html)。8/9時点で公表されている認定計画によれば、それぞれ、ROAは平均で2.71%の上昇、売上高伸び率については中央値（※）で190%（※一部極端に大きい数値が含まれるため、平均値ではなく中央値での算出）となっている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「8/9時点で公表されている認定計画によれば、それぞれ、ROAは平均で2.71%の上昇、売上高伸び率については中央値（※）で190%（※一部極端に大きい数値が含まれるため、平均値ではなく中央値での算出）となっている」との説明では、所期の達成目標の過去の効果が年度ごとに把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標に対する将来の効果について、「直接的に高い生産性及び十分な需要を確保することが期待される」と説明されているが、定量的に予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 経済産業省のHPにおいて認定計画の内容を公表している (https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/nintei_dx.html)。8/9時点で公表されている認定計画を分析すると、それぞれ、ROAは平均で2.71%の上昇、売上高伸び率については中央値（※）で190%（※一部極端に大きい数値が含まれるため、平均値ではなく中央値での算出）となっている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「8/9時点で公表されている認定計画を分析すると、それぞれ、ROAは平均で2.71%の上昇、売上高伸び率については中央値（※）で190%（※一部極端に大きい数値が含まれるため、平均値ではなく中央値での算出）となっている」との説明では、達成目標の効果が年度ごとに予測されていないため、この点を課題とする。</p>

また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等として「我が国事業者のDXを促進する政策体系として、情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）第3章に基づく認定制度、いわゆるDX認定制度が存在するが、本税制では、DX認定を取得していることを要件化する予定であることから、他の制度とも連携したものである」としているが、本特例措置と当該他の支援措置や義務付け等との役割分担が説明されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① DX認定制度は、「情報処理の促進に関する法律」に基づき、「デジタルガバナンス・コード」の基本的事項に対応する企業を国が認定する制度である。本特例措置は、当該認定の取得等の要件を満たす事業者が、さらに、デジタル技術を活用したビジネスモデルの変革(DX)に取り組むことを後押しするもの。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目全てに課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	DX(デジタルトランスフォーメーション)投資促進税制の拡充及び延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税 32) (法人住民税:義(自動連動)、法人事業税:義(自動連動)(地方税 31)) ②: 上記以外の税目 (所得税:外)(国税 32)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 新型コロナウイルス感染症の影響等により、不可逆的なビジネスモデル・産業構造の変化がもたらされ、国内外の経済・社会において「新たな日常」への対応が求められることを踏まえ、デジタル技術を活用したビジネスモデルの変革を促進するため、産業競争力強化法の事業適応計画に基づく、クラウド技術を活用したハード・ソフトのデジタル関連投資に、最大 5%の税額控除等を講ずる。 《要望の内容》 適用期限を2年間延長する。(令和6年度末まで) より一層効果的なDXにつながるデジタル投資を支援するため税制認定要件等の見直しを図る。 《関係条項》 租税特別措置法第十条の五の六 租税特別措置法第四十二条の十二の七 地方税二十三条四の二、同法二百九十二条四の二、同法附則八条17項、18項
5	担当部局	経済産業省商務情報政策局情報技術利用促進課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和 4 年 8 月 分析対象期間:令和 3 年 4 月～令和 7 年 3 月
7	創設年度及び改正経緯	令和 3 度 DX 投資促進税制を創設
8	適用又は延長期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日(2年間)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国企業が「新たな日常」に適応していくために行う、従前とは異なる事業領域への進出等の取組を支援し、我が国の産業競争力の強化を図る。 《政策目的の根拠》 (1) 政策目的 我が国企業が「新たな日常」に適応していくために行う、従前とは異なる

		<p>る事業領域への進出等の取組を支援し、我が国の産業競争力の強化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 新型コロナウイルス感染症により人の生活や経済の在り方がリアル(接触・対面)からバーチャル(非接触・遠隔)へと転換する中、コロナ以前からあった“ビジネスのデジタル化”の流れは加速化することは不可避。また、海外目を向けると、既に DX を実施していた企業を中心に、コロナ禍においても売上を増加させているなど、不確実性の高い時代においても生き抜ける構造に転換してきている。日本企業においてもこうした、With/Post コロナにおける事業環境に適応し、事業の回復、新たな需要の取り込みを図るためには、DX を推し進めることが必須。しかし、企業の業態変革を伴う先進的なデジタル投資は、短期主義的観点から十分になされない可能性や、企業の変革を伴わない小手先・表面だけのデジタル化になる可能性など、当該投資が生み出す将来収益の不確実性が高く、更にコロナにより事業・財務が毀損し、新規投資を躊躇している状況。 先進的な取組を行う意欲ある企業を後押すため、産業競争力強化法の支援措置に加え、税制上のインセンティブを付与することで、企業変革を伴うデジタル投資のリスクを低減することが重要であり、事業適応に必要なデジタル投資を支援するため、クラウドサービス等の利用に係る費用も対象にした税制措置を令和 2 年度税制改正で創設したところ。</p> <p>本税制の支援の結果、コロナ禍における事業環境の変化に対応するため、通常の企業変革に比べても難易度の高い DX に取り組む企業の大胆な投資を、DX 税制を通して後押しし、好事例を創出。全体的にも、企業による IT 投資は回復の傾向に向かい、小手先の IT 活用ではなくデジタルを活用して企業変革に取り組む企業が徐々に増えつつある。 一方、依然として、企業においては、「ランザビジネス(現行ビジネスの維持・運営)」の予算が多く(2021 年度:76.4%)を占め、「バリューアップ(ビジネスの新しい施策展開)」の予算に移行できていない。また、現行制度では投資意思決定日から事業供用日(期限)が約2年程度であることから、大規模なシステム投資実態と適用期間が合わないことが課題の1つとして挙げられる。世界との差は依然大きく、「新しい資本主義」の実現により、経済を立て直し、新たな成長軌道に乗せていくため、引き続き DX 税制により大胆な投資を促していくことが重要。 加えて、「モノからコトへ」にも象徴されるように、DX、GXといった大きな変革の波の中にあって創造性を発揮するためには、人の重要性が増しており、人への投資が不可欠となっており、デジタル投資と併せてこれを活用した企業変革を推進する人材の確保・育成についても企業自ら迅速かつ計画的に進めていくことが必要。 以上のことから、引き続き日本企業への DX 推進を促すため、本税制の期限を令和 6 年 3 月 31 日まで延長するとともに、より一層効果的なDXにつながるデジタル投資を支援するため税制認定要件等の見直しを図る。</p>
--	--	---

	<p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>1. 経済構造改革の推進 4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2022 新しい資本主義へ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～ (令和4年6月7日閣議決定)</p> <p>第2章 新しい資本主義に向けた改革</p> <p>1. デジタル化や脱炭素化という大きな変革の波の中、人口減少に伴う労働力不足にも直面する我が国において、創造性を発揮して付加価値を生み出していく原動力は「人」である。自律的な経済成長の実現には、民間投資を喚起して生産性を向上することで収益・所得を大きく増やすだけでなく、「人への投資」を拡大することにより、次なる成長の機会を生み出すことが不可欠である。「人への投資」は、新しい資本主義に向けて計画的な重点投資を行う科学技術・イノベーション、スタートアップ、GX、DXに共通する基盤への中核的な投資であるとも言える。こうした考えの下、働く人への分配を強化する賃上げを推進するとともに、職業訓練、生涯教育等への投資により人的資本の蓄積を加速させる。(後略)</p> <p>2. 社会課題の解決に向けた取組 (3)多極化・地域活性化の推進(デジタル田園都市国家構想)「デジタル田園都市国家構想基本方針」に基づき、(1)デジタルの力を活用した地方の社会課題解決、(2)ハード・ソフトのデジタル基盤整備、(3)デジタル人材の育成・確保、(4)誰一人取り残されないための取組、の4つを柱として取組を進め、「デジタル田園都市国家構想」の実現を目指す。</p> <p>(人的資本投資) 成長分野における重点投資等を通じた質の高い雇用の拡大を図りつつ、「人への投資」を抜本的に強化するため、2024年度までの3年間に、一般の方から募集したアイデアを踏まえた、4,000億円規模の予算を投入する施策パッケージを講じ、働く人が自らの意思でスキルアップし、デジタルなど成長分野へ移動できるよう強気に支援する。(中略)</p> <p>○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和4年6月7日閣議決定)</p> <p>II. 新しい資本主義を実現する上での考え方</p> <p>2. 我が国企業における研究開発投資や設備投資は諸外国に大きく遅れをとっている。我が国においても、新たな官民連携により、イノベーションを大胆に推進し、我が国の経済・社会システムをバージョンアップしていくことが不可欠であり、コストカットによる競争から付加価値の創造へ大胆に変革していく。また、アイデアが実用化されるスピードが速く、新たな技術が高速でアップデートされ続けるDX・GX時代には、競争力の源泉は、従来型の機械設備等のモノではなく、モノよりコト、有形資産より無形資産が重要になっている。(後略)</p> <p>4. 産業のデジタル化 (3)産業全体のデジタルトランスフォーメーション</p>
--	-----------------------------	---

		<p>DXの推進原則(デジタルガバナンス・コード)に適合した企業を認定するDX認定制度や、優れたDXの取組を行う上場企業を選定するDX銘柄の取組を通じて市場の評価を通じたDXの推進を進めるとともに、DX認定を受けた企業が認定計画に基づいて行うデジタル関連投資に対する税制措置であるDX投資促進税制を通じて、企業のDX推進を後押しし、更なる産業全体のデジタルトランスフォーメーションを促す。</p> <p>③: 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国事業者によるデジタルトランスフォーメーション(DX)の実現による高い生産性及び十分な需要を確保することにより、高い収益性の実現を図る。 具体的には、5年間の計画期を経て措置を適用した事業者において、事業適応計画終了年度におけるROAが2014-2018年平均から1.5%向上すること、同計画の終了年度における売上高伸び率が過去5年度の業種売上高伸び率+5%ポイントとなること</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 DXの実現に必要なクラウド技術を活用したデジタル関連投資(ソフト・ハード)の負担を軽減する税制措置を講ずることで、DX実現に係るリスクを軽減し、投資判断の加速化を図る。</p>
<p>10 有効性等</p>	<p>①: 適用数</p>	<p>令和3年度(見込み) 20計画 令和4年度(見込み) 34計画 令和5年度(見込み) 34計画 令和6年度(見込み) 34計画 ※令和3年度の見込みについては、計画認定ベースの数値を記載している ※令和4年度の見込みについては、令和3年度の実績をもとに、制度施行が同年8月となったことを考慮し、期間を割り戻すことで算出することとし、令和5、6年度の見込みについては、令和4年度と同様としている。以降の適用額、減収額についても同様の考え方のもとに記載している</p>
	<p>②: 適用額</p>	<p>令和3年度(見込み) 1632億円 令和4年度(見込み) 2448億円 令和5年度(見込み) 2448億円 令和6年度(見込み) 2448億円</p>
	<p>③: 減収額</p>	<p>令和3年度(見込み) 79億円 令和4年度(見込み) 118億円 令和5年度(見込み) 118億円 令和6年度(見込み) 118億円</p>

	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 事業適応計画認定数は 29 件（令和 4 年 8 月 9 日時点）、うち 13 の事業者から各社の適応計画の実施状況報告（令和 4 年 8 月 9 日時点）を受けており、大規模な投資計画の策定・実施を含めて DX の取組が進められている。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本税制は、産業競争力強化法に基づく事業適応計画と紐付いた税制措置であり、その計画の目的として、上記達成目標に準じたものを事業者毎に設定する制度措置が講じられる予定であるため、この計画を実施していくことで直接的に高い生産性及び十分な需要を確保することが期待される。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>新型コロナウイルス感染症の急激な拡大により、我が国事業者によるデジタルシフトの遅れが鮮明化する中で、ポスト・ウィズコロナ時代においても我が国の産業競争力を維持・強化する観点からは、我が国事業者の DX を推し進めることが 1 つの重要な鍵となる。 本税制では、まさしく我が国事業者の DX 投資を促進し、ポスト・ウィズコロナ時代に適合したビジネスモデルへの変革を支援するものであることから、政策的必要性が認められるものである。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 DX については、大企業や中小企業といった事業規模の違いによらず、あらゆる事業者がその必要性に直面している課題であり、また、その実施のタイミングもそれぞれであることから、例えば予算事業のように単年度で支援を講ずるのではなく、公平性の観点から、税制措置を講ずることが妥当である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 我が国事業者の DX を促進する政策体系として、情報処理の促進に関する法律（昭和 45 年法律第 90 号）第 3 章に基づく認定制度、いわゆる DX 認定制度が存在するが、本税制では、DX 認定を取得していることを要件化する予定であることから、他の制度とも連携したものである。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性 本税制により、中小企業等をはじめとした企業の DX 投資を促し、企業間でのデータ連携・共有を進めていくことは、地方での先進的な事業展開をも生み出し、地方における雇用創出や地方企業の競争力強化に寄与するものである。本措置は、こうした地域経済の発展にもつながることから、法人税率に併せて法人住民税等についても同様の効果を適用することが相当である。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和3年1月

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の見直し及び延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【経済産業省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【経済産業省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【経済産業省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額（法人税、法人事業税、法人住民税）が税目ごとに把握されていない。 ② 過去の減収額（令和元年度及び2年度）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】	① 修正した。なお、法人税の実績は、出典として記載のとおり、財務省提供の「「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に試算した減収額（実績集計）」である。 ② 修正した。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、過去の減収額（令和元年度及び2年度までの法人事業税）について、「特別償却によ

る所得減少見込額に法人事業税率（6.7%）をかけて算出」との説明では、「所得減収見込額」の算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額（法人税、法人事業税、法人住民税）が税目ごとに予測されていない。 ② 将来の減収額（令和4年度から6年度まで）について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに減収額及び算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】	① 修正した。 ② 修正した。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の減収額（令和4年度から6年度までの法人税）について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに明らかにされていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 所期の達成目標（中小企業者等の設備投資をリーマンショック前の14兆円の水準まで回復させること）に対する過去の効果（令和3年度）について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【経済産業省の補足説明】	① 設備投資の判断は、税制措置の存否のみならず、景気や先行き、自社の資金繰りといった要素も加味して決定されるものであり、本税制措置による効果のみを特定することは困難であると考えられる。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標（中小企業者等の設備投資をリーマンショック前の14兆円の水準まで回復させること。以下同じ。）に対する将来の効果について、「今後も、円安・資源高等によるコストプッシュ・インフレ下や新型コロナウイルス感染症の影響で、先行きが不透明な状況であり、中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き支援が必要」と説明されているが、定量的に予測されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【経済産業省の補足説明】	① 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」によれば、中小企業の設備投資計画は前年度比-1.4%（全産業）となっており、前年に比べて設備投資が減少することが見込まれている。
【点検結果】	① 「日本銀行「全国企業短期経済観測調査」によれば、中小企業の設備投資計画は前年度比-1.4%（全産業）となっており、前年に比べて設備投資が減少することが見込まれている」との説明では、達成目標に対する将来の効果が定量的に予測されておらず、分

析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 特別償却か税額控除を選択することができることにより、事業者が個々の資金繰り等の状況に合わせて、手段の選択をすることが可能である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(4)、(5)、(6)、(7)及び(8)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	中小企業等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(中小企業経営強化税制)の見直し及び延長
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税33)
	①: 政策評価の対象税目	(法人住民税:義(自動連動)、法人事業税:義(自動連動)(地方税33)
	②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、即時償却又は取得価額の10%の税額控除(資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%)が選択適用できる。
		《要望の内容》 適用期限を2年間延長する。
		《関係条項》 所得税 租税特別措置法第10条の5の3 租税特別措置法施行令第5条の6の3 租税特別措置法施行規則第5条の11 法人税 租税特別措置法第42条の12の4、第52条の2 租税特別措置法施行令第27条の12の4、第30条 租税特別措置法施行規則第20条の9
5	担当部局	経済産業省中小企業庁事業環境部財務課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和4年8月 分析対象期間:令和元年度～令和6年度
7	創設年度及び改正経緯	平成26年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設(平成29年3月末までの適用期間の延長)
		平成29年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を改組し、中小企業経営強化税制として新設(適用期間は平成31年3月末まで)
		令和元年度 特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化を行った上で延長(適用期間は令和3年3月末まで)
		令和2年度 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策特定経営力向上設備等の対象にテレワーク等のために行う設備投資を追加
		令和3年度 修正ROA等が一定割合以上向上するための設備投資の追加等を行った上で、延長(適用期間は令和5年3月末まで)
8	適用又は延長期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年間)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠
		《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業等々の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割

		の重要性に鑑み、中小企業者等における生産性の高い設備やIT化等への設備投資を促進することで、中小企業者等の経営力の向上を図る。 《政策目的の根拠》 中小企業基本法第26条(自己資本の充実)では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業者等に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。
②: 政策体系における政策目的の位置付け		7. 中小企業及び地域経済の発展 ○中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号) (目的) 第一条 この法律は、中小企業等の多様で活力ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、創業及び新たに設立された企業の事業活動の支援、中小企業の経営革新及び異分野の中小企業の連携による新事業分野開拓並びに中小企業等の経営力向上の支援並びに中小企業の事業継続力強化の支援を行うとともに、地域におけるこれらの活動に資する事業環境を整備すること等により、中小企業等の経営強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。 ○経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日) 第2章 新しい資本主義に向けた改革 1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野 (1)人への投資と分配 (賃上げ・最低賃金) 今年は、ここ数年低下してきた賃上げ率を反転させたが、ウクライナ情勢も相まって物価が上昇している。こうした中、賃上げの流れをサプライチェーン内の適切な分配を通じて中小企業に広げ、全国各地での賃上げ機運の一層の拡大を図る。 このため、中堅・中小企業の活力向上につながる事業再構築・生産性向上等の支援を通じて賃上げの原資となる付加価値の増大を図るとともに、適切な価格転嫁が行われる環境の整備に取り組むほか、抜本的に拡充した賃上げ促進税制の活用促進、賃上げを行った企業からの優先的な政府調達等に取り組み、地域の中小企業も含めた賃上げを推進する。 また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組むにつれ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1000円以上となることを目指し、引上げに取り組む。
		(3)多極化・地域活性化の推進

		<p>(中堅・中小企業の活力向上) 地域の経済やコミュニティを支える中堅・中小企業の生産性向上等を推進し、その活力を向上させ、経済の底上げにつなげていく。感染症に加え、デジタル、グリーン等の事業環境変化への対応を後押ししつつ、切れ目のない継続的な中小企業等の事業再構築や生産性向上の支援、円滑な事業承継やM&Aの支援、伴走支援を行う体制の整備等に取り組む。</p>
	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業者等の設備投資をリーマンショック前の14兆円の水準まで回復させること。 本税制措置の延長後の期限である令和6年度末を目途に、達成された状態が継続していることを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p>
10	有効性等	<p>①: 適用数</p> <p>○実績 即時償却 令和元年度:17,325件 令和2年度:15,742件 令和3年度:15,742件</p> <p>税額控除 令和元年度:8,834件 令和2年度:7,337件 令和3年度:7,337件</p> <p>(出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和3年度は出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。</p> <p>○見込み 即時償却 令和4年度:15,742件 令和5年度:15,742件 令和6年度:15,742件</p> <p>税額控除 令和4年度:7,337件 令和5年度:7,337件 令和6年度:7,337件</p> <p>※独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」における全産業で設備投資を実施した事業者の割合を、令和元年度から令和3年度までの割合の伸び率から3年分の対前年比の平均伸び率を算出すると、前年度比の伸び率の平均は、-0.0%。今後、令和2年度と同様の実績を見込んで平均伸び率を掛けた。 ※令和5年度以降の見直し内容については、増減させる要素が明確でないことから、見込みの推計値には加味していない。</p>

	②: 適用額	<p>○実績 即時償却 令和元年度:5,685億円 令和2年度:4,742億円 令和3年度:4,742億円</p> <p>税額控除 令和元年度:139億円 令和2年度:96億円 令和3年度:96億円</p> <p>(出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和3年度は出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。</p> <p>○見込み 即時償却 令和4年度:4,742億円 令和5年度:4,742億円 令和6年度:4,742億円</p> <p>税額控除 令和4年度:96億円 令和5年度:96億円 令和6年度:96億円</p> <p>※上記①適用数と同様に、今後、令和2年度と同様の実績を見込んで平均伸び率を掛けた。</p>
	③: 減収額	<p>○実績 ●法人税 特別償却 令和元年度:836億円 令和2年度:672億円 令和3年度:672億円</p> <p>税額控除 令和元年度:139億円 令和2年度:96億円 令和3年度:96億円</p> <p>(出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に試算した減収額(実績集計) ※令和3年度は適用額の出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。</p> <p>●法人住民税 特別償却 令和元年度:108億円 令和2年度:47億円 令和3年度:47億円</p>

		<p>税額控除 令和元年度:18億円 令和2年度:7億円 令和3年度:7億円</p> <p>※法人税の減収額に法人住民税率(令和元年度は12.9%、令和2年度以降は7%をかけて算出。)</p> <p>●法人事業税 特別償却 令和元年度:546億円 令和2年度:453億円 令和3年度:453億円</p> <p>※特別償却による所得減少見込額に法人事業税率(6.7%)をかけて算出。</p> <p>○見込み ●法人税 令和4年度:96億円 令和5年度:96億円 令和6年度:96億円</p> <p>※上記①適用数と同様に、今後、令和2年度と同様の実績を見込んで、平均伸び率を掛けた。</p> <p>●法人住民税 特別償却 令和4年度:47億円 令和5年度:47億円 令和6年度:47億円</p> <p>税額控除 令和4年度:7億円 令和5年度:7億円 令和6年度:7億円</p> <p>※実績と同様に算出。</p> <p>●法人事業税 特別償却 令和4年度:453億円 令和5年度:453億円 令和6年度:453億円</p> <p>※実績と同様に算出</p>
--	--	--

		<p>④: 効果</p> <p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症の影響により設備投資が令和2年度に大きく減少。令和3年度もほぼ横ばいであり、今後も、円安・資源高等によるコストプッシュ・インフレ下や新型コロナウイルス感染症の影響で、先行きが不透明な状況であり、中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き支援が必要。</p> <p style="text-align: center;">(96円) 設備投資額の推移(年間)</p> <p style="text-align: center;">資料：財務省「法人企業統計調査年報」 (注)ここでいう大企業とは資本金1000千円以上の企業、中小企業とは資本金1億円未満の企業とする。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p> <p>⑤: 税収減を是認する理由等 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p> <p>11 相当性 ①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 現行制度は、税額控除と即時償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、特例を利用するためには、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける必要があり、当該計画の認定を受けるためには、国の指針に基づき経営力の向上を図るための設備投資を含む取組を行うことが必要。 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。 加えて、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等(機械装置、器具備品、測定工具・検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア)を取得する場合(リースも含む)に適用を可能とされている一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)を設定することなどにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされているものである。 事業者が資金繰り等の状況に合わせて、適用措置を選択できるため、補助金等の他の支援策とは違う自由度がある。</p>
--	--	---

	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制として、中小企業投資促進税制がある。</p> <p>中小企業投資促進税制は、中小企業者等の幅広い設備投資を支援するため、計画認定を必要とせず、一定の規模以上の設備投資を対象としている。</p> <p>なお、いずれの措置においても、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を選択適用(税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ)できることとされている。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置により中小企業の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性の向上等を通じて、地域の経済の活性化に資する。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和2年9月(R2 経産 09)

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【経済産業省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【経済産業省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【経済産業省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額（法人税、法人事業税及び法人住民税）が税目ごとに把握されていない。 ② 過去の減収額（令和元年度及び2年度）について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に試算した減収額（実績集計）」と説明されているが、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 ③ 過去の減収額（令和元年度及び2年度）について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額及び影響額と異なる減収額が記載されており、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】	① 修正した。 ② 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に試算した減収額（実

績集計）」は財務省から提供された資料の名称であるためそのまま出典として記載した。 ③ 適用実態調査に基づき把握される情報を用いて地方税の適用額及び影響額について計算を行い記載している。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、過去の減収額（令和元年度及び2年度の法人事業税）について、「特別償却による所得減少見込額に法人事業税率（6.7%）をかけて算出」との説明では、「所得減収見込額」の算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。 ③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額（法人税、法人事業税及び法人住民税）が税目ごとに予測されていない。 ② 将来の減収額（令和4年度から6年度まで）について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに減収額及び算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】	① 修正した。 ② 修正した。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の減収額（法人事業税）が予測されていないことから、この点を課題とする。 ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の減収額（令和4年度から6年度までの法人税）について特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに減収額及び算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。 また、将来の減収額（令和4年度から6年度までの法人事業税）について、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに減収額及び算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標（中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業者等の経済活動の活性化を図る。以下同じ。）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【経済産業省の補足説明】	① 設備投資の判断は、税制措置の存否のみならず、景気や先行き、自社の資金繰りといった要素も加味して決定されるものであり、本税制措置による効果のみを特定することは困難であると考えられる。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標に対する将来の効果について、「中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症拡大以前は持ち直し傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の影響についても、感染症拡大当初の2年前と比較すると、最近では、回復傾向が見られたが、未だ、持ち直している状況とは言えず、また、昨今の物価高・資源高等の影響等、先行きの不透明さがあり、中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き支援が必要」と説明されているが、定量的に予測されていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 財務省「法人企業統計調査季報」によれば、中小企業の設備投資対キャッシュフロー比率は2021年第4四半期で53.1%である。</p> <p>日本政策金融公庫「全国中小企業動向調査」によれば、設備投資実施企業の割合は、2022年で35.7%である。</p> <p>日本銀行「全国企業短期経済観測調査」によれば、生産・営業設備DIは2022年3月で±0%である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

点検項目(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

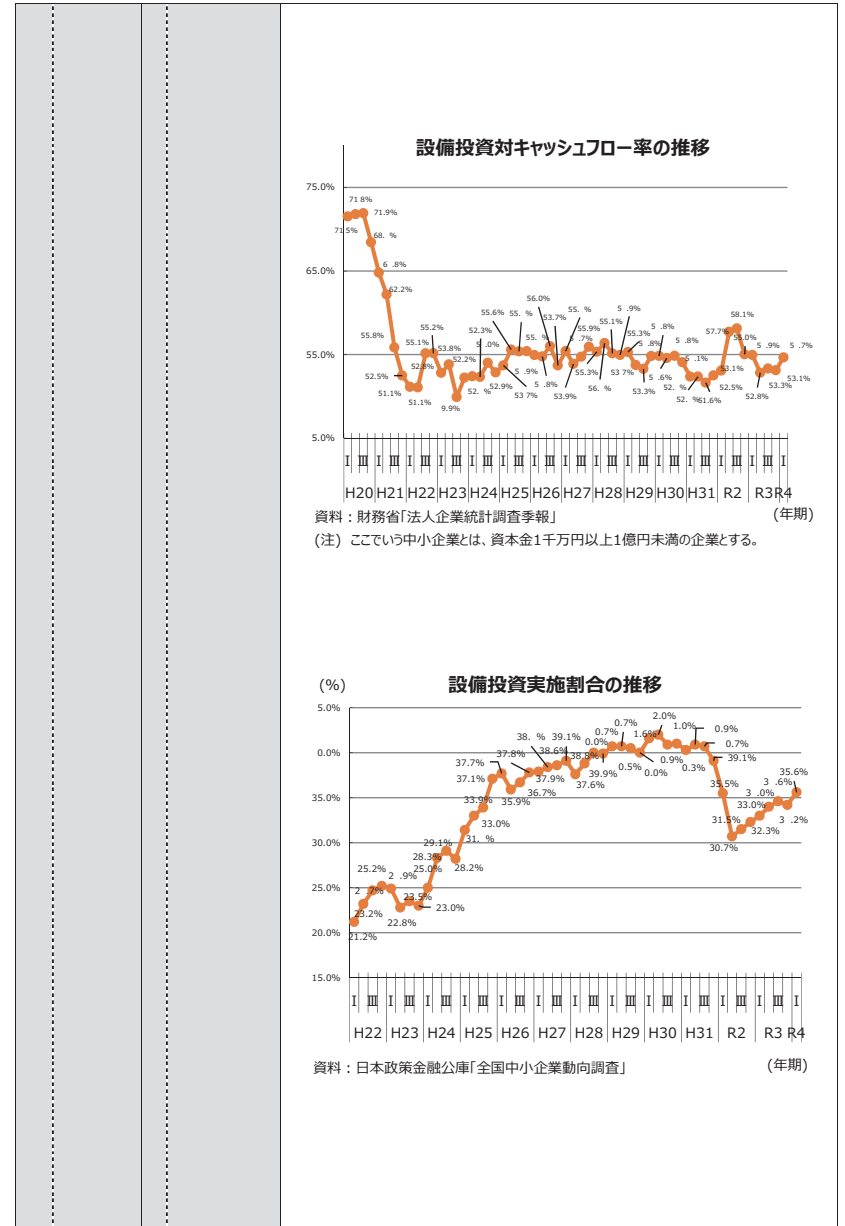
1	政策評価の対象とした政策の名称	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義、所得税:外)(国税 34) (法人住民税:義(自動連動)、法人事業税:義(自動連動)(地方税 33)
	②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 一定の機械装置等の対象設備を取得や製作等した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用(税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ)できるもの。
		《要望の内容》 適用期限を2年間延長する。
5	担当部局	《関係条項》 所得税 租税特別措置法第10条の3 租税特別措置法施行令第5条の5 租税特別措置法施行規則第5条の8 法人税 租税特別措置法第42条の6、第52条の2 租税特別措置法施行令第27条の6、第30条 租税特別措置法施行規則第20条の3
		経済産業省中小企業庁事業環境部財務課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和4年8月 分析対象期間:令和元年度～令和6年度
7	創設年度及び改正経緯	平成10年度「総合経済対策」(平成10年4月)に伴う措置として創設 平成11年度1年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自動車:車両総重量8トン以上→3.5トン以上) 平成12年度1年間の延長(平成13年5月末までの適用期間の延長) 平成13年度10ヶ月の延長(平成14年3月末までの適用期間の延長) 平成14年度2年間の延長(平成16年3月末までの適用期間の延長)、対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ 平成16年度2年間の延長(平成18年3月末までの適用期間の延長)、対象設備(器具・備品)の取得価額の引き上げ 平成18年度2年間の延長(平成20年3月末までの適用期間の延長)、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し(デジタル複合機の追加) 平成20年度2年間の延長(平成22年3月末までの適用期間の延長) 平成22年度2年間の延長(平成24年3月末までの適用期間の延長) 平成24年度2年間の延長(平成26年3月末までの適用期間の延長)、器具・備品及び工具の見直し(試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加)

8	適用又は延長期間	平成26年度3年間の延長(平成29年3月末までの適用期間の延長、上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充) 平成29年度上乗せ措置部分を改組・新設の上、2年間の延長(平成31年3月末までの適用期間の延長) 令和元年度2年間の延長 (令和3年3月末までの適用期間の延長) 令和3年度2年間の延長(令和5年3月末までの適用期間の延長)、対象法人に商店街振興組合を追加、指定事業に不動産業等を追加、対象資産から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除外。
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業者等は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っている。成長の底上げに向けて中小企業者等の設備投資を促進する。 《政策目的の根拠》 中小企業基本法第26条(自己資本の充実)では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 中小企業・地域経済 ○経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日) 第2章 新しい資本主義に向けた改革 1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野 (1)人への投資と分配 (賃上げ・最低賃金) 今年度は、ここ数年低下してきた賃上げ率を反転させたが、ウクライナ情勢も相まって物価が上昇している。こうした中、賃上げの流れをサプライチェーン内の適切な分配を通じて中小企業に広げ、全国各地での賃上げ機運の一層の拡大を図る。 このため、中堅・中小企業の活力向上につながる事業再構築・生産性向上等の支援を通じて賃上げの原資となる付加価値の増大を図るとともに、適切な価格転嫁が行われる環境の整備に取り組むほか、抜本的に拡充した賃上げ促進税制の活用促進、賃上げを行った企業からの優先的な政府調達等に取り組み、地域の中小企業も含めた賃上げを推進する。 また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組むこと、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1000円以上となることを目指し、引上げに取り組む。
		③: 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業者等の経済活動の活性化を図る。 本税制措置の延長後の期限である令和6年度末を目途に、達成された状態が継続していることを目標とする。 具体的には、近年の中小企業者等における設備投資動向を踏ま

		え、下記の①②③の指標を全て満たすことを目標とする。 ①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準を維持する。 ③生産・営業用設備 DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DI が ±5 ポイント程度の水準を維持する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。
10	有効性等	①: 適用数 ○実績 特別償却 令和元年度:25,591 件 令和2年度:22,894 件 令和3年度:22,894 件 税額控除 令和元年度:28,339 件 令和2年度:26,166 件 令和3年度:26,166 件 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和3年度は出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。 ○見込み 特別償却 令和4年度:22,894 件 令和5年度:22,894 件 令和6年度:22,894 件 税額控除 令和4年度:26,166 件 令和5年度:26,166 件 令和6年度:26,166 件 ※独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」における全産業で設備投資を実施した事業者の割合を、令和元年度から令和3年度までの割合の伸び率から3年分の対前年比の平均伸び率を算出すると、前年度比の伸び率の平均は、-0.0%。今後、令和2年度と同様の実績を見込んで平均伸び率を掛けた。 <平均伸び率の算出(端数は四捨五入)> 令和元年 17.5% 令和2年 18.1%(前年比 0.7%ポイント) 令和3年 17.5%(前年比 -0.6%ポイント)

		令和4年 16.2%(前年比 -0.1%ポイント) 平均 -0.0%ポイント
	②: 適用額	○実績 特別償却 令和元年度:2,338 億円 令和2年度:1,999 億円 令和3年度:1,999 億円 税額控除 令和元年度:183 億円 令和2年度:163 億円 令和3年度:163 億円 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和3年度は出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。 ○見込み 特別償却 令和4年度:1,999 億円 令和5年度:1,999 億円 令和6年度:1,999 億円 税額控除 令和4年度:163 億円 令和5年度:163 億円 令和6年度:163 億円 ※上記①適用数と同様に、令和2年度と同程度の実績を見込んで算出。
	③: 減収額	○実績 ●法人税 特別償却 令和元年度:367 億円 令和2年度:300 億円 令和3年度:300 億円 税額控除 令和元年度:139 億円 令和2年度:162 億円 令和3年度:162 億円 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に試算した減収額(実績集計) ※令和3年度は適用額の出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。 ●法人住民税

	<p>特別償却 令和元年度:47億円 令和2年度:21億円 令和3年度:21億円</p> <p>税額控除 令和元年度:24億円 令和2年度:11億円 令和3年度:11億円</p> <p>※法人税の減収額に法人住民税率(令和元年度は12.9%、令和2年度以降は7%をかけて算出。)</p> <p>●法人事業税 特別償却 令和元年度:67億円 令和2年度:58億円 令和3年度:58億円</p> <p>※特別償却による所得減少見込額に法人事業税率(6.7%)をかけて算出。 ○見込み</p> <p>●法人税 令和4年度:163億円 令和5年度:163億円 令和6年度:163億円 ※上記①適用数と同様に、令和2年度と同程度の実績を見込んで算出。</p> <p>●法人住民税 特別償却 令和4年度:21億円 令和5年度:21億円 令和6年度:21億円</p> <p>税額控除 令和4年度:11億円 令和5年度:11億円 令和6年度:11億円</p> <p>※実績と同様に算出</p>
④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症拡大以前は持ち直し傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の影響についても、感染症拡大当初の2年前と比較すると、最近では、回復傾向が見られたが、未だ、持ち直している状況とは言えず、また、昨今の物価高・資源高等の影響等、先行きの不透明さがあり、中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き支援が必要。</p>



		<p>(DI,ポイント) 生産・営業用設備DIの推移</p> <p>資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」 (年季) (注)1.ここでいう中小企業とは、資本金2,000万円以上1億円未満の企業とする。 (注)2.生産・営業用設備DIは、今期の生産・営業用設備について「過剰」と答えた企業の割合(%)から、「不足」と答えた企業の割合を引いたもの。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p>
11: 相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>現行制度は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担軽減による資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合(リースも含む)に適用が可能とされている一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて支援を行うべく、制度設計がなされているものである。</p> <p>事業者が資金繰り等の状況に合わせて、適用措置を選択できるため、補助金等の他の支援策とは違う自由度がある。</p>

	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制としては、中小企業経営強化税制があり、中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備等を導入した場合に、より効果の高い税制措置(即時償却又は取得価格の10%の税額控除(資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%))を利用できる税制となっている。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置により中小企業者等の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性の向上等を通じて、地域の経済の活性化に資する。</p>
12: 有識者の見解		-
13: 前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和2年9月(R2 経産 10)

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	電気供給業における託送料金を控除する収入割の特例措置の拡充及び延長		
税目	法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

- 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
- ① 達成目標（小売電気事業者及び配電事業者への新規参入並びに市場競争の促進を目指す。以下同じ。）について、達成すべき水準（目標値及び測定指標）が定量的に示されていない。
なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
 - ② 達成目標を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。
なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
 - ③ 所期の達成目標（小売電気事業者への新規参入並びに市場競争の促進を目指す。以下同じ。）に、新たな達成目標（配電事業者への新規参入）を追加する合理的な理由が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

- ① 本税制措置は、電気供給業は一般の課税方式とは異なり「収入」に対して課税される方式であるため、二重課税を回避する観点から措置されている税制、という側面が大きいと考えている。競争状況を示す指標として、一般的に「新規参入者シェア」が用いられるが、小売電気事業者のそれは現在20%程度の水準で、例えば電気通信業のそれを上回っており、当省としては競争は一定程度進捗していると評価している。その上で、本税制を意義づけるのであれば、制度措置がなくなることにより取引形態に歪みが生まれる（発電・小売一体会社が税制上有利となる）ことにより、競争環境が不均衡となり上記のシェアが低下することを回避することにより、達成すべき水準としては「現状よりも競争が進展すること（＝新規参入者シェアが上昇すること）」としか設定し得ないものと考えている。配電事業者においては現時点で新規参入者が存在していないため、制度措置により取引形態の歪みを是正し、事前に競争環境を整備することで現状よりも競争を進展させる（新規参入を促す）という観点から、達成すべき水準として、上記と同様に「現状よりも競争が進展すること（＝新規参入者シェアが上昇すること）」と設定する。
- ② 上記でお示ししたとおり、達成目標は「現状よりも競争が進展すること（＝新規参入者シェアが上昇すること）」としか設定し得ないものと考えている。したがって、最終年度における考え方も同様であり、最終年度である令和7年度末までに目標の達成を目指す。
- ③ 配電事業者制度が創設されたことにより、配電事業者が参入したエリアにおいては、小売電気事業者は配電事業者に託送料金を支払い、配電事業者は一般送配電事業者に定期支払額を支払うこととなる。配電事業者は託送料金収入に対して課税されることとなるが、当該収入額には、一般送配電事業者に支払う定期支払額の相当額が含まれる。したがって、定期支払額に相当する金額は配電事業者、一般送配電事業者の2者で重複して課税されることとなるため、二重課税の状態を回避すべく、配電事業者に税制措置を拡充するものである。上記のとおり、当該措置は小売電気事業者における二重課税の回避と同様の観点から措置されるものであるため、所期の達成目標に新たな達成目標を追加した。

【点検結果】

①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数

- 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
- ① 過去の適用数について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
- 【経済産業省の補足説明】
- ① 数値の出典については、経済産業省HP登録小売電気事業者一覧の各年度末時点における事業者数をカウントしたものの
令和元年度；592（全登録者数）－8（東電・中電以外の旧一般電気事業者数）＝584
令和2年度；662（全登録者数）－8（東電・中電以外の旧一般電気事業者数）＝654
令和3年度；719（全登録者数）－8（東電・中電以外の旧一般電気事業者数）＝711
- 【点検結果】
- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

- 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
- なし。
- 【経済産業省の補足説明】
-
- 【点検結果】
- なし。

(4) 過去の減収額

- 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
- ① 過去の減収額について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。)) が明らかにされていない。
なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
 - ② 過去の減収額について、地方税法に基づき把握される影響額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
- 【経済産業省の補足説明】
- ① 適用額は一般送配電事業者たる旧一電各社、東京電力PG、中部電力PGの各年度決算における託送収益金額を各社よりヒアリングしたものである。減収額は各社ごとに託送収益の額に事業税率（収入割税率ならびに特別法人事業税率）を乗じて算出している。
- | | 適用額 | | 減収額 |
|-------|-----------|--------|----------|
| 令和元年度 | 1,497,683 | × 事業税率 | = 19,303 |
| 令和2年度 | 1,242,736 | × 事業税率 | = 13,045 |
| 令和3年度 | 2,093,845 | × 事業税率 | = 21,985 |
- ② まずご指摘の通り、記載すべき適用額・減収額となっていなかったため修正をさせていただく。その上で今回の評価対象期間においては「地方税法に基づき把握される影響額」と「各社から聴取した影響額」に乖離は生じていなかった。
- 【点検結果】
- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「減収額は各社ごとに託送収益の額に事業税率（収入割税率ならびに特別法人事業税率）を乗じて算出している」との説明では、計算に用いた数値（事業税率）が明らかにされていないため、この点を課題とする。
 - ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【経済産業省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】																																													
① 所期の達成目標に対する過去の効果について、「課税の公平性が図られることにより、全面自由化された電気市場における、販売電力量に占める新規参入者のシェアは着実に伸張しており、自由化の発展に寄与してきた」と説明されているが、定量的に把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。																																													
② 所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、達成状況を踏まえ、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていない。																																													
【経済産業省の補足説明】																																													
① (1)参照。参考として、競争状況を示す指標として一般的に用いられる「新規参入者シェア」の推移は下図を参照。																																													
<table border="1"> <caption>新規参入者シェアの推移 (2016年度～2023年度)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>全体</th> <th>特別高圧</th> <th>高圧</th> <th>低圧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2016年度</td> <td>~5%</td> <td>~5%</td> <td>~10%</td> <td>~0%</td> </tr> <tr> <td>2017年度</td> <td>~8%</td> <td>~6%</td> <td>~15%</td> <td>~2%</td> </tr> <tr> <td>2018年度</td> <td>~12%</td> <td>~7%</td> <td>~20%</td> <td>~5%</td> </tr> <tr> <td>2019年度</td> <td>~15%</td> <td>~8%</td> <td>~22%</td> <td>~8%</td> </tr> <tr> <td>2020年度</td> <td>~18%</td> <td>~9%</td> <td>~24%</td> <td>~10%</td> </tr> <tr> <td>2021年度</td> <td>~20%</td> <td>~10%</td> <td>~26%</td> <td>~12%</td> </tr> <tr> <td>2022年度</td> <td>~21%</td> <td>~10%</td> <td>~27%</td> <td>~13%</td> </tr> <tr> <td>2023年度</td> <td>21.3%</td> <td>10.3%</td> <td>27.0%</td> <td>23.4%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	全体	特別高圧	高圧	低圧	2016年度	~5%	~5%	~10%	~0%	2017年度	~8%	~6%	~15%	~2%	2018年度	~12%	~7%	~20%	~5%	2019年度	~15%	~8%	~22%	~8%	2020年度	~18%	~9%	~24%	~10%	2021年度	~20%	~10%	~26%	~12%	2022年度	~21%	~10%	~27%	~13%	2023年度	21.3%	10.3%	27.0%	23.4%
年度	全体	特別高圧	高圧	低圧																																									
2016年度	~5%	~5%	~10%	~0%																																									
2017年度	~8%	~6%	~15%	~2%																																									
2018年度	~12%	~7%	~20%	~5%																																									
2019年度	~15%	~8%	~22%	~8%																																									
2020年度	~18%	~9%	~24%	~10%																																									
2021年度	~20%	~10%	~26%	~12%																																									
2022年度	~21%	~10%	~27%	~13%																																									
2023年度	21.3%	10.3%	27.0%	23.4%																																									
② (1)でお示したとおり、本税制措置は、電気供給業は一般の課税方式とは異なり「収入」に対して課税される方式であるため、二重課税を回避する観点から措置されている税制、という側面が大きいと考えており、その上で、本税制を意義づけるのであれば、達成すべき水準としては「現状よりも競争が進展すること（＝新規参入者シェアが上昇すること）」としか設定し得ないものと考えている。例えば、新規参入者シェアの指標の一つとして、「新電力シェア」に関する今後の予測を強いてお示した場合にも電力各社がIR上示している収益見通しと整合しない可能性が高く、高い妥当性をもってお示しすることが困難であり、かつ各社の資金調達にも大きく影響する可能性がある。																																													
【点検結果】																																													
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、所期の達成目標に対する過去の効果（令和元年度及び2年度）が明らかにされていない																																													

め、この点を課題とする。 また、所期の達成目標に対する過去の効果（令和元年度から3年度まで）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。 また、所期の達成目標に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。
② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】																																													
① 達成目標に対する将来の効果について、「他の事業との間での課税の公平性が図られることから、市場の競争進展に寄与することが期待される」と説明されているが、定量的に予測されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。																																													
【経済産業省の補足説明】																																													
① (1)でお示したとおり、本税制措置は、電気供給業は一般の課税方式とは異なり「収入」に対して課税される方式であるため、二重課税を回避する観点から措置されている税制、という側面が大きいと考えており、その上で、本税制を意義づけるのであれば、達成すべき水準としては「現状よりも競争が進展すること（＝新規参入者シェアが上昇すること）」としか設定し得ないものと考えている。例えば、新規参入者シェアの指標の一つとして、「新電力シェア」に関する今後の予測を強いてお示した場合にも電力各社がIR上示している収益見通しと整合しない可能性が高く、高い妥当性をもってお示しすることが困難であり、かつ各社の資金調達にも大きく影響する可能性がある。なお、これまでの新電力シェアの増加については下図参照。																																													
<table border="1"> <caption>新規参入者シェアの推移 (2016年度～2023年度)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>全体</th> <th>特別高圧</th> <th>高圧</th> <th>低圧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2016年度</td> <td>~5%</td> <td>~5%</td> <td>~10%</td> <td>~0%</td> </tr> <tr> <td>2017年度</td> <td>~8%</td> <td>~6%</td> <td>~15%</td> <td>~2%</td> </tr> <tr> <td>2018年度</td> <td>~12%</td> <td>~7%</td> <td>~20%</td> <td>~5%</td> </tr> <tr> <td>2019年度</td> <td>~15%</td> <td>~8%</td> <td>~22%</td> <td>~8%</td> </tr> <tr> <td>2020年度</td> <td>~18%</td> <td>~9%</td> <td>~24%</td> <td>~10%</td> </tr> <tr> <td>2021年度</td> <td>~20%</td> <td>~10%</td> <td>~26%</td> <td>~12%</td> </tr> <tr> <td>2022年度</td> <td>~21%</td> <td>~10%</td> <td>~27%</td> <td>~13%</td> </tr> <tr> <td>2023年度</td> <td>21.3%</td> <td>10.3%</td> <td>27.0%</td> <td>23.4%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	全体	特別高圧	高圧	低圧	2016年度	~5%	~5%	~10%	~0%	2017年度	~8%	~6%	~15%	~2%	2018年度	~12%	~7%	~20%	~5%	2019年度	~15%	~8%	~22%	~8%	2020年度	~18%	~9%	~24%	~10%	2021年度	~20%	~10%	~26%	~12%	2022年度	~21%	~10%	~27%	~13%	2023年度	21.3%	10.3%	27.0%	23.4%
年度	全体	特別高圧	高圧	低圧																																									
2016年度	~5%	~5%	~10%	~0%																																									
2017年度	~8%	~6%	~15%	~2%																																									
2018年度	~12%	~7%	~20%	~5%																																									
2019年度	~15%	~8%	~22%	~8%																																									
2020年度	~18%	~9%	~24%	~10%																																									
2021年度	~20%	~10%	~26%	~12%																																									
2022年度	~21%	~10%	~27%	~13%																																									
2023年度	21.3%	10.3%	27.0%	23.4%																																									
【点検結果】																																													
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。																																													

(8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。
【経済産業省の補足説明】 —
【点検結果】 なし。

点検項目(4)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	電気供給業における託送料金を控除する収入割の特例措置の拡充及び延長
2	対象税目	(法人事業税:義)(地方税10)
	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 法人事業税の電気供給業に対する課税標準である収入金額の算定に当たっては、電気を供給するために必要な託送料金に相当する額を控除する。
		《要望の内容》 法人事業税の電気供給業に対する課税標準である収入金額の算定に当たっては、電気を供給するために必要な託送料金に相当する額を控除する。
		《関係条項》 地方税法 附則第9条第8項、附則第9条第18項 地方税法施行令 附則第6条の2第2項、附則第6条の2第6項
5	担当部局	経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課電力産業・市場室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和4年8月 分析対象期間:令和元年4月1日～令和8年3月31日
7	創設年度及び改正経緯	平成12年度 創設 平成15年度 2年間の延長 平成17年度 2年間の延長 平成19年度 2年間の延長 平成21年度 2年間の延長 平成23年度 3年間の延長 平成26年度 3年間の延長 平成29年度 3年間の延長 令和2年度 3年間の延長
8	適用又は延長期間	延長期間:3年(令和5年4月1日～令和8年3月31日) (「電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更」における要望内容が実現すれば本要望は不要)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 二重課税を回避し、他の一般事業との課税の公平性を確保することで、小売電気事業及び配電事業への新規参入並びに市場競争を促進し、需要家の電力会社、料金メニューに係る多様な選択肢の確保、事

10	有効性等	①: 適用数	業者の事業機会の拡大を目指す。 《政策目的の根拠》 電力システムに関する改革方針(平成25年4月閣議決定)において、電力市場における競争の促進、電力会社、料金メニュー等を選びたいという消費者ニーズに対して多様な選択肢の提供や、他業種・他地域からの参入をはじめ事業者の事業機会の拡大ができる制度へ転換する等の方針が示され、当該方針に基づき、平成28年度4月1日より、小売電気事業の全面自由化と、それに伴い、地域独占・規制料金が担保された一般電気事業概念の廃止(事業類型の見直し)が実施された。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保
		③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 小売電気事業及び配電事業への新規参入並びに市場競争の促進を目指す。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 一般の競争下にある企業と同様の税制とし、課税の公平性を確保することで、小売電気事業及び配電事業への新規参入並びに市場競争を促進し、需要家の電力会社、料金メニューに係る多様な選択肢の確保、事業者の事業機会の拡大を目指す。
10	有効性等	①: 適用数	適用事業者数 令和元年度 584 令和2年度 654 令和3年度 711 令和4年度(見込) 711 令和5年度(見込) 711 令和6年度(見込) 711 令和7年度(見込) 711 ※令和元年度以降の適用事業者数は、各年度末の小売電気事業者数から旧一般電気事業者(分社化を実施した東京電力を除く9社)(平成30年度以降は中部電力も除き8社)を除く数を記載 ※配電事業者については、令和4年8月時点で0社であること、将来にわたり新規に参入・撤退する配電事業者を推定することは困難であることから適用事業者数には含めていない。 ※令和4年度以降について、小売電気事業者数の増加は一服し、新規登録だけでなく廃止する新電力も一定数存在することから、令和3年度と同様の数値としている。
		②: 適用額	適用額(百万円) 令和元年度 1,497,683

	<p>令和2年度 1,421,736 令和3年度(見込) 2,093,845 令和4年度(見込) 2,093,845 令和5年度(見込) 2,093,845 令和6年度(見込) 2,093,845 令和7年度(見込) 2,093,845</p> <p>※令和4年度以降について、小売電気事業者数の増加は一服し、新規登録だけでなく廃止する新電力も一定数存在することから、令和3年度と同様の数値としている。 出典:「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」</p>																
③: 減収額	<p>減収額(百万円)</p> <p>令和元年度 19,303 令和2年度 13,045 令和3年度 21,985 令和4年度(見込) 21,985 令和5年度(見込) 21,985 令和6年度(見込) 21,985 令和7年度(見込) 21,985</p> <p>下記のとおり計算。他方、令和4年度以降については、小売電気事業者数の増加は一服し、新規登録だけでなく廃止する新電力も一定数存在することから、令和3年度と同様の数値としている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用額</th> <th></th> <th>減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>1,497,683</td> <td>× 事業税率</td> <td>= 19,303</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>1,421,736</td> <td>× 事業税率</td> <td>= 13,045</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>2,093,845</td> <td>× 事業税率</td> <td>= 21,985</td> </tr> </tbody> </table>		適用額		減収額	令和元年度	1,497,683	× 事業税率	= 19,303	令和2年度	1,421,736	× 事業税率	= 13,045	令和3年度	2,093,845	× 事業税率	= 21,985
	適用額		減収額														
令和元年度	1,497,683	× 事業税率	= 19,303														
令和2年度	1,421,736	× 事業税率	= 13,045														
令和3年度	2,093,845	× 事業税率	= 21,985														
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 課税の公平性が図られることにより、全面自由化された電気市場における、販売電力量に占める新規参入者のシェアは着実に伸張しており、自由化の発展に寄与してきた。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 他の事業との間での課税の公平性が図られることから、市場の競争進展に寄与することが期待される。</p>																
⑤: 税収減を是認する理由等	<p>本措置は特定の産業に対する「支援の創設」ではなく、特定の産業（電気事業）に対する「課税の公平性」を確保するものである。</p>																

11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本措置は、他業種との課税の公平性を担保するための措置であるため、税制措置により支援することが適当である。</p> <p>他の支援措置との関係は無い。</p> <p>電気事業における小売全面自由化が開始され、他の一般の事業と同様の競争環境下に置かれる電気供給業において、当該他の一般の事業との「課税の公平性」を確保する本措置は妥当である。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和元年8月(R1 経産 09)